

第74回定期総会書類

熊本県町村議会議長会

目 次

1. 表彰	1
2. 会務報告	11
第1 本会役員及び議長の異動	14
第2 本会事業	16
1 諸会議の開催	16
2 調査研究事業	22
3 政務活動	23
4 表彰事業	64
5 研修事業	66
6 ホームページによる情報提供	68
3. 令和4年度歳入歳出決算	69
4. 令和6年度事業計画・歳入歳出予算	85
5. 会則	107
6. 表彰規程	113

彰 表

全国町村議会議長会表彰

町村議会議員として27年以上在職者

計1名

在職年数	勤続郡町村名	職名	氏名
27年8月	八代郡氷川町	議員	吉川義雄

町村議会議員として15年以上在職者

計5名

在職年数	勤続郡町村名	職名	氏名
15年0月	菊池郡菊陽町	副議長	坂本秀則
15年2月	葦北郡芦北町	議長	宮内道則
15年1月	球磨郡多良木町	副議長	坂口幸法
15年4月	球磨郡湯前町	議長	金子光喜
15年4月	球磨郡湯前町	議員	倉本豊

町村議会議員特別表彰

計1名

在職年数	勤続郡町村名	職名	氏名
1年1月	熊本県町村議会議長会	前副会長	上田茂政

町村議会事務局職員として15年以上在職者

計1名

在職年数	勤続郡町村名	職名	氏名
15年8月	阿蘇郡小国町	係長	中島こず恵

系統町村議会議長会事務局長として10年以上在職者

計1名

在職年数	勤続郡町村名	職名	氏名
10年11月	熊本県町村議会議長会	事務局長	古家陽介

熊本県町村議会議長会表彰

町村議会議員として30年以上在職者（特別表彰）

計3名

在職年数	勤続郡町村名	職名	氏名
30年3月	玉名郡長洲町	議員	濱崎久
30年8月	菊池郡大津町	議員	津田桂伸
31年0月	菊池郡大津町	議員	荒木俊彦

町村議会正副議長として7年以上在職者

計1名

在職年数	勤続郡町村名	職名	氏名
7年6月	阿蘇郡西原村	議長	山下一義

町村議会議員として23年以上在職者

計3名

在職年数	勤続郡町村名	職名	氏名
23年4月	下益城郡美里町	議長	上田孝
23年2月	玉名郡和水町	元議員	池田龍之介
23年6月	八代郡氷川町	議員	片山裕治

町村議会議員として15年以上在職者

計5名

在職年数	勤続郡町村名	職名	氏名
15年0月	菊池郡菊陽町	副議長	坂本秀則
15年2月	葦北郡芦北町	議長	宮内道則
15年1月	球磨郡多良木町	副議長	坂口幸法
15年4月	球磨郡湯前町	議長	金子光喜
15年4月	球磨郡湯前町	議員	倉本豊

会 務 報 告

報告第1号

会 務 報 告

令和5年1月1日から令和5年12月31日に至る本会会務を次の
とおり報告する。

令和6年2月22日提出

熊本県町村議会議長会

会長 上 田 孝

第1 本会役員及び議長の異動

令和5年1月1日から令和5年12月31日までの本会役員及び議長の異動は、次のとおりである。

(1) 役員の変動

(会 長)

就 任			退 任		
年月日	氏 名	郡・町村名	年月日	氏 名	郡・町村名
5.1.16	上田 孝	下益城郡美里町			
5.6.14	上田 孝	下益城郡美里町			

(副会長)

就 任			退 任		
年月日	氏 名	郡・町村名	年月日	氏 名	郡・町村名
5.2.22	平野 昭夫	阿蘇郡南小国町	5.2.4	錦戸 俊春	天草郡苓北町
5.6.14	松尾 純久	玉名郡玉東町	5.4.30	平野 昭夫	阿蘇郡南小国町
5.6.14	桐原 則雄	菊池郡大津町	5.5.1	上田 茂政	菊池郡菊陽町

(監 事)

就 任			退 任		
年月日	氏 名	郡・町村名	年月日	氏 名	郡・町村名
5.6.14	井上 則臣	阿蘇郡南小国町	5.4.29	池田 浩二	上益城郡御船町
5.6.14	宮内 道則	葦北郡芦北町	5.5.2	桐原 則雄	菊池郡大津町

(理 事)

郡名	就 任			退 任		
	年月日	氏 名	町村名	年月日	氏 名	町村名
天草郡	5.2.7	野崎 幸洋	苓北町	5.2.4	錦戸 俊春	苓北町
上益城郡	5.3.1	藤澤 和生	山都町	5.2.28	清崎 輝昭	嘉島町
玉名郡	5.5.12	松尾 純久	玉東町	5.4.29	松尾 純久	玉東町
葦北郡	5.5.12	柳迫 好則	津奈木町	5.4.29	川野 雄一	津奈木町
球磨郡	5.5.12	黒木 正照	相良村	5.4.30	高橋 裕子	多良木町
阿蘇郡	5.5.12	西澤 正	産山村	5.4.30	平野 昭夫	南小国町
菊池郡	5.5.2	桐原 則雄	大津町	5.5.1	上田 茂政	菊陽町

(2) 議長の異動

郡・町村名	就 任		退 任	
	年月日	氏 名	年月日	氏 名
球磨郡湯前町	5.1.20	金子 光喜	5.1.20	倉本 豊
天草郡苓北町	5.2.7	野崎 幸洋	5.2.4	錦戸 俊春
上益城郡嘉島町	5.3.1	森田 義雄	5.2.28	清崎 輝昭
上益城郡甲佐町	5.3.1	宮本 修治	5.2.28	宮川 安明
球磨郡あさぎり町	5.3.14	森岡 勉	5.3.14	徳永 正道
阿蘇郡南阿蘇村	5.3.17	山室 昭憲	5.3.17	桐原 純男
阿蘇郡産山村	5.5.2	西澤 正	5.4.29	西澤 正
玉名郡玉東町	5.5.9	松尾 純久	5.4.29	松尾 純久
阿蘇郡南小国町	5.5.9	井上 則臣	5.4.30	平野 昭夫
阿蘇郡高森町	5.5.9	牛嶋 津世志	5.4.29	佐伯 金也
阿蘇郡小国町	5.5.10	熊谷 博行	5.4.30	松崎 俊一
球磨郡水上村	5.5.10	那須 良策	5.4.30	那須 正弘
菊池郡菊陽町	5.5.11	福島 知雄	5.5.1	上田 茂政
上益城郡御船町	5.5.11	森田 優二	5.4.29	池田 浩二
球磨郡錦町	5.5.11	荒川 孝一	5.4.20	金山 民幸
球磨郡多良木町	5.5.11	宇佐 信行	5.4.30	高橋 裕子
球磨郡山江村	5.5.11	森田 俊介	5.4.29	中竹 耕一郎
葦北郡津奈木町	5.5.12	柳迫 好則	5.4.30	川野 雄一
上益城郡益城町	5.5.16	中川 公則	5.4.29	稲田 忠則

	<p>第6 議案第3号 要 望 第7 議案第4号 宣 言 第8 議案第5号 決 議 第9 協議第1号 実行運動方法 第10 選挙第1号 副会長1名の補欠選挙 8. 閉会のことば</p>
<p>6月2日 令和5年度臨時総会 (自治会館)</p>	<p>総会次第 1. 会長挨拶 2. 議長選任 総会議長 球磨郡錦町議会 荒川 孝一 議長 3. 議事日程 第1 会議録署名人の指名 第2 選挙第1号 役員選挙 4. 新役員の紹介 5. 新会長挨拶</p>

(2) 理事会等

開催日及び会議名	協 議 事 項 等
令和5年1月27日 第5回郡事務局長会 (自治会館)	議 題 【協議事項】 1 副会長1名の補欠選任 2 第73回定期総会の運営 3 令和5年度会議・研修会等予定 【報告事項】 4 九州協議会の開催 5 全国議長会関係事項 6 「議会の個人情報保護条例」に関する調査結果 【その他】
2月10日 第5回理事会 (Web 会議)	議 題 【協議事項】 1 副会長1名の補欠選任 2 第73回定期総会の運営 3 令和5年度会議・研修会等予定 【報告事項】 4 九州協議会の開催 5 全国議長会関係事項 6 「議会の個人情報保護条例」に関する調査結果 【その他】
4月28日 第1回郡事務局長会 (自治会館)	議 題 【協議事項】 1 議長・副議長研修会及び県関係国会議員への要望 2 任期満了に伴う本会役員の選任 【報告事項】 3 第73回定期総会における県当局等への要望活動 4 全国議長会関係事項 5 今後の日程 【その他】
5月26日	議 題

<p>第1回理事会 (自治会館)</p>	<p>【協議事項】</p> <p>1 任期満了に伴う本会役員の選任</p> <p>【報告事項】</p> <p>2 第73回定期総会における要望活動</p> <p>3 全国議長会関係事項</p> <p>4 今後の日程</p> <p>【その他】</p>
<p>7月21日 第1回監事会 (自治会館)</p>	<p>監査事項</p> <p>① 令和4年度決算審査</p> <p>② 令和4年度会計監査 (令和4年10月～令和5年4月)</p>
<p>8月2日 第2回郡事務局長会 (Web会議)</p>	<p>議 題</p> <p>【協議事項】</p> <p>1 令和4年度決算</p> <p>2 次回の理事・郡事務局長合同会議の開催</p> <p>3 後期高齢者医療広域連合議会正副議長選挙</p> <p>【報告事項】</p> <p>4 九州協議会の開催</p> <p>5 全国議長会関係事項</p> <p>6 今後の日程</p> <p>【その他】</p>
<p>8月4日 第1回正副会長会 (自治会館)</p>	<p>議 題</p> <p>【協議事項】</p> <p>1 令和4年度決算</p> <p>2 次回の理事・郡事務局長合同会議の開催</p> <p>3 後期高齢者医療広域連合議会正副議長選挙</p> <p>【報告事項】</p> <p>4 九州協議会の開催</p> <p>5 全国議長会関係事項</p> <p>6 今後の日程</p> <p>【その他】</p>
<p>8月8日 第2回理事会 (Web会議)</p>	<p>議 題</p> <p>【協議事項】</p> <p>1 令和4年度決算</p>

	<p>2 次回の理事・郡事務局長合同会議の開催</p> <p>3 後期高齢者医療広域連合議会正副議長選挙</p> <p>【報告事項】</p> <p>4 九州協議会の開催</p> <p>5 全国議長会関係事項</p> <p>6 今後の日程</p> <p>【その他】</p>
<p>10月12日</p> <p>理事・郡事務局長合同 会議</p> <p>(下益城郡美里町・美 里の森キャンプ場 ガ ーデンプレイス)</p>	<p>【講 話】</p> <p>美里町長 上田 泰弘 様</p> <p>【協議事項】</p> <p>1 令和6年度事業計画及び予算素案</p> <p>2 第67回議長大会及び県関係国会議員への要望・意 見交換会</p> <p>3 第74回定期総会の開催</p> <p>【報告事項】</p> <p>4 全国議長会関係事項</p> <p>5 今後の日程</p> <p>【その他】</p>
<p>10月31日</p> <p>第2回監事会</p> <p>(自治会館)</p>	<p>監査事項</p> <p>令和5年度会計中間監査 (令和5年4月～令和5年9月)</p>
<p>12月20日</p> <p>第4回郡事務局長会</p> <p>(Web会議)</p>	<p>議 題</p> <p>【協議事項】</p> <p>1 令和6年度事業計画及び予算案</p> <p>2 第74回定期総会の開催</p> <p>【報告事項】</p> <p>3 全国議長会関係事項</p> <p>4 今後の日程</p> <p>【その他】</p>
<p>12月22日</p> <p>第4回理事会</p> <p>(自治会館)</p>	<p>議 題</p> <p>【協議事項】</p> <p>1 令和6年度事業計画及び予算案</p> <p>2 第74回定期総会の開催</p>

	<p>【報告事項】</p> <p>3 全国議長会関係事項</p> <p>4 今後の日程</p> <p>【その他】</p>
--	--

2 調査研究事業

(1) 実態調査（令和5年度）

① 町村議会実態調査

調査目的	議会の組織・活動等の実態を把握し、議会活性化に資する基礎資料を得るため。
調査対象	・調査時点（議員定数、議員報酬など） 令和5年7月1日 ・活動調査（本会議、委員会など） 令和4年1月1日～令和4年12月31日
調査方法	全国町村議会議長会ホームページの「町村議会実態調査システム」において、回答の入力を行う。
調査結果の公表方法	各町村に集計表を配布するとともに、本会ホームページで公表する。

② 町村長等・議会議員・一般職・各種委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する調査

調査目的	町村の組織運営の合理化、適正化等に資するため。
調査時点	令和5年7月1日
調査対象	1 報酬（給料）及び旅費に関する調べ 町村長、副町村長、教育長、議長、副議長、議員、3級以上の職務にある者、2級～1級の職務にある者 2 報酬及び費用弁償に関する調べ 教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、民生委員、消防団、区長、学校医、特別職報酬等審議会、スポーツ推進委員、交通指導員
調査方法	本会のホームページから調査表をダウンロードし、回答の入力を行う。
調査結果の公表方法	各町村に集計表を配布するとともに、本会ホームページで公表する。

(2) 議会運営や制度等に関する照会対応

議会運営や制度等に関する調査研究を行い、町村議会からの各種照会に対応した。

3 政務活動

(1) 関係会議への出席

① 全国町村議会議長会主催会議

開催日及び会議名等	協議事項等
令和5年1月18日 町村議会の制度・運営に関する検討委員会幹事会 (全国町村議員会館) 古家局長出席	日程第1 報告第1号 地方自治法の一部改正(議員立法) 日程第2 報告第2号 『議員必携(第12次改訂新版)』及び『地方議会議事次第書・書式例(第5次改訂版)』の発刊 日程第3 報告第3号 町村議会の運営に関する新たな検討組織の設置等(案) 日程第4 協議第1号 第33次地方制度調査会の答申を踏まえた地方自治法の改正等の早期実現を求める決議(案) 日程第5 副委員長の補欠選任について
1月18日 都道府県事務局長会議 (全国町村議員会館) 古家局長出席	議 題 都道府県議長会事務局長の異動 <議長会> 報告事項1 第66回町村議会議長全国大会に係る要請活動 報告事項2 北朝鮮のミサイル発射に対する抗議声明 報告事項3 議会三団体による要請活動 報告事項4 令和5年度地方財政対策についての共同声明 報告事項5 地方自治法の一部改正(議員立法) 報告事項6 『議員必携(第12次改訂新版)』及び『地方議会議事次第書・書式例(第5次改訂版)』の発刊 報告事項7 第33次地方制度調査会答申に対する本会等の対応 報告事項8 経過報告 報告事項9 全国町村議会議長会表彰制度の協議結果 協議事項1 第33次地方制度調査会の答申を踏まえた地方自治法の改正等の早期実現を求める決議(案) 協議事項2 第69回町村議会実態調査項目の変更・追加(案) 協議事項3 町村議会の運営に関する新たな検討組織の設置等(案) 協議事項4 令和5年度議長会事業計画(案)

	<p>協議事項5 令和5年度議長会収支予算（案）</p> <p>協議事項6 第74回定期総会の次第及び運営（案）</p> <p>その他1 議会に関する「事例紹介」・「情報提供」</p> <p><共済会></p> <p>協議事項1 令和5年度共済会事業計画及び予算（案）</p> <p><互助会></p> <p>報告事項1 令和5年度傷害総合保険の保険内容</p> <p>報告事項2 令和5年度医療保険（新）</p> <p>協議事項1 令和5年度互助会事業計画及び収支予算（案）</p> <p><会館></p> <p>報告事項1 組織構成変更に伴う評議員・役員予定者</p> <p>協議事項1 令和5年度会館事業計画及び収支予算（案）</p>
<p>2月7日</p> <p>町村議会の制度・運営に関する検討委員会 （全国町村議員会館） 上田会長、古家局長出席</p>	<p>日程第1 選任第1号 副委員長の選任</p> <p>日程第2 報告第1号 地方自治法の一部改正（議員立法）</p> <p>日程第3 報告第2号 『議員必携（第12次改訂新版）』及び『地方議会議事次第書・書式例（第5次改訂版）』の発刊</p> <p>日程第4 報告第3号 町村議会の運営に関する新たな検討組織の設置等（案）</p> <p>日程第5 議案第1号 第33次地方制度調査会の答申を踏まえた地方自治法の改正等の早期実現を求める決議</p>
<p>2月8日</p> <p>第74回定期総会 （ホテルルポール麴町） 上田会長、古家局長出席</p>	<p>次 第</p> <p>1 開会のことば</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 表彰</p> <p>(1) 令和4年度自治功労者表彰</p> <p>(2) 令和4年度町村議会表彰</p> <p>(3) 令和4年度町村議会広報表彰（第37回広報コンクール）</p> <p>4 来賓祝辞</p> <p>5 謝辞</p> <p>6 議長選出</p> <p>7 議事</p> <p>日程第1 議事録署名人の指名</p> <p>日程第2 役員の異動報告</p> <p>日程第3 議案第1号 第33次地方制度調査会の答申を踏まえた地方自治法の改正等の早期実現を求める決議</p> <p>8 閉会のことば</p>
<p>2月8日</p>	<p>議 題</p>

<p>都道府県会長会 （ホテルルポール麹町） 上田会長、古家局長出席</p>	<p>日程第1 会議録署名人の指名 日程第2 都道府県会長の異動 日程第3 報告第1号 第66回町村議会議長全国大会に係る要請活動 日程第4 報告第2号 北朝鮮のミサイル発射に対する抗議声明 日程第5 報告第3号 議会三団体による要請活動 日程第6 報告第4号 令和5年度地方財政対策についての共同声明 日程第7 報告第5号 地方議会議員の立候補環境の整備 日程第8 報告第6号 町村議会の制度・運営に関する検討委員会 日程第9 報告第7号 地方自治法の一部改正（議員立法） 日程第10 報告第8号 『議員必携（第12次改訂新版）』及び『地方議会議事次第書・書式例（第5次改訂版）』の発刊 日程第11 報告第9号 第33次地方制度調査会答申に対する本会等の対応 日程第12 報告第10号 経過報告 日程第13 報告第11号 全国町村議会議長会表彰制度の協議結果 日程第14 議案第1号 町村議会の運営に関する新たな検討組織の設置 日程第15 議案第2号 令和5年度議長会事業計画 日程第16 議案第3号 令和5年度議長会収支予算</p>
<p>4月6日 都道府県職員研修会 （全国町村議員会館） 丸山書記出席</p>	<p>1 地方自治法の改正と第33次地方制度調査会答申を踏まえた本会の対応（議事調査部長） 2 議会のデジタル化に向けた事務局の取組み （早稲田大学マニフェスト研究所 ローカル・マネージャー 長内 紳悟 氏）</p>
<p>4月7日 事務・事業説明会 （全国町村議員会館） 丸山書記出席</p>	<p>1 令和5年度実施事業総務部 2 請負の状況の公表に関する条例（例）等 3 令和5年度に実施する調査事業 ・第69回町村議会実態調査 ・選挙公営に関する条例の制定状況調査 ・議会の個人情報保護条例の制定状況調査 4 本会が編集する書籍等の普及促進 5 旧議員年金制度に係る実施事業共済会</p>

	<p>6 助成事業及び斡旋物資の取扱い会館管理部</p> <p>7 令和5年度互助事業及び傷害保険事業について</p>
<p>4月12日</p> <p>町村議会の制度・運営に関する検討委員会幹事会 (全国町村議員会館)</p> <p>古家局長出席</p>	<p>日程第1 報告第1号 町(村)議会議員の請負の状況の公表に関する条例(例)等</p> <p>日程第2 報告第2号 地方自治法の一部を改正する法律案</p> <p>日程第3 協議第1号 令和6年度議会関係要望項目(案)</p>
<p>4月12日</p> <p>都道府県事務局長会議 (全国町村議員会館)</p> <p>古家局長出席</p>	<p>議 題</p> <p>報告事項1 北朝鮮のミサイル発射に対する抗議声明</p> <p>報告事項2 議会三団体及び総務省による要請活動</p> <p>報告事項3 町(村)議会議員の請負の状況の公表に関する条例(例)等</p> <p>報告事項4 地方自治法の一部を改正する法律案</p> <p>報告事項5 第33次地方制度調査会答申と地方自治法改正を踏まえた本会の対応</p> <p>報告事項6 経過報告</p> <p>報告事項7 臨時総会等における役員等の選任方法(慣例)</p> <p>協議事項1 町村議会運営研究部会の設置に伴う関係規程の改正等</p> <p>その他1 町村議会運営研究部会委員の推薦報告等</p> <p>その他2 本会が編集する書籍等の普及促進</p> <p>その他3 議会に関する「事例紹介」・「情報提供」</p>
<p>5月30日</p> <p>町村議会の制度・運営に関する検討委員会 (全国町村議員会館)</p> <p>上田会長、古家局長出席</p>	<p>日程第1 報告第1号 町(村)議会議員の請負の状況の公表に関する条例(例)等</p> <p>日程第2 報告第2号 地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)</p> <p>日程第3 議案第1号 令和6年度議会関係重点要望項目</p>
<p>5月31日</p> <p>都道府県会長会 (全国町村議員会館)</p> <p>上田会長・古家局長出席</p>	<p>議 題</p> <p>日程第1 会議録署名人の指名</p> <p>日程第2 役員及び都道府県会長の異動</p> <p>日程第3 報告第1号 北朝鮮のミサイル発射に対する抗議声明</p> <p>日程第4 報告第2号 議会三団体及び総務省による要請活動</p> <p>日程第5 報告第3号 デジタル社会の実現に向けた重点計画</p> <p>日程第6 報告第4号 町村議会の制度・運営に関する検討委員会</p>

	<p>日程第7 報告第5号 町（村）議会議員の請負の状況の公表に関する条例（例）等</p> <p>日程第8 報告第6号 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）</p> <p>日程第9 報告第7号 選挙公営に関する条例の制定状況</p> <p>日程第10 報告第8号 議会の個人情報保護条例の制定状況</p> <p>日程第11 報告第9号 町村議会運営研究部会の設置に伴う関係規程の改正等</p> <p>日程第12 報告第10号 経過報告</p> <p>日程第13 議案第1号 令和4年度事業報告</p> <p>日程第14 議案第2号 令和4年度収支決算</p>
<p>6月29日</p> <p>町村議会の制度に関する検討委員会幹事会 （全国町村議員会館） 古家局長出席</p>	<p>日程第1 協議第1号 多様な人材が議会に参画するための環境整備の推進に関する決議（案）</p> <p>日程第2 協議第2号 令和6年度国の予算編成及び施策に関する要望（案）「第1 議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備」</p> <p>日程第3 協議第3号 議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備に関する重点要望（案）</p> <p>日程第4 委員長・副委員長の選任について</p>
<p>6月29日</p> <p>都道府県事務局長会議 （全国町村議員会館） 古家局長出席</p>	<p>議 題</p> <p>報告事項1 北朝鮮のミサイル発射に対する抗議声明</p> <p>報告事項2 町村議会運営研究部会</p> <p>報告事項3 議員報酬に関するアンケート調査</p> <p>報告事項4 経過報告</p> <p>協議事項1 多様な人材が議会に参画するための環境整備の推進に関する決議（案）</p> <p>協議事項2 令和6年度国の予算編成及び施策に関する要望（案）</p> <p>協議事項3 議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備に関する重点要望（案）</p> <p>協議事項4 令和6年度国の予算編成及び施策に関する要望等の要請活動（案）</p> <p>その他1 臨時総会の運営</p> <p>その他2 議会に関する「事例紹介」・「情報提供」</p>
<p>7月12日</p> <p>臨時総会 （全国町村議員会館）</p>	<p>次 第</p> <p>1 開会のことば</p> <p>2 会長あいさつ</p>

<p>上田会長・古家局長出席</p>	<p>3 都道府県会長紹介 4 議長選出 5 議事 日程第1 議事録署名人の指名 日程第2 役員の異動報告 日程第3 議案第1号 役員の選任 6 閉会のことば</p>
<p>7月12日 町村議会の制度に関する 検討委員会 （全国町村議員会館） 上田会長・古家局長出席</p>	<p>日程第1 選任第1号 委員長及び副委員長の選任 日程第2 議案第1号 多様な人材が議会に参画するための環境整備の推進に関する決議 日程第3 議案第2号 令和6年度国の予算編成及び施策に関する要望「第1 議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備」 日程第4 議案第3号 議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備に関する重点要望</p>
<p>7月13日 都道府県会長会 （全国町村議員会館） 上田会長・古家局長出席</p>	<p>議 題 日程第1 会議録署名人の指名 日程第2 役員及び都道府県会長の異動 日程第3 報告第1号 北朝鮮のミサイル発射に対する抗議声明 日程第4 報告第2号 町村議会の制度に関する検討委員会 日程第5 報告第3号 経過報告 日程第6 議案第1号 多様な人材が議会に参画するための環境整備の推進に関する決議 日程第7 議案第2号 令和6年度国の予算編成及び施策に関する要望 日程第8 議案第3号 議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備に関する重点要望 日程第9 議案第4号 令和6年度国の予算編成及び施策に関する要望等の要請活動</p>
<p>10月4日 町村議会の制度に関する 検討委員会幹事会 （全国町村議員会館） 古家局長出席</p>	<p>日程第1 協議第1号 第67回議長大会 令和6年度国の予算編成及び施策に関する要望（案）「第1 議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備」 日程第2 協議第2号 議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備に関する重点要望（案）</p>
<p>10月4日 都道府県事務局長会議</p>	<p>議 題 報告事項1 令和6年度国の予算編成及び施策に関する要</p>

<p>(全国町村議員会館) 古家局長出席</p>	<p>望等に係る要請活動 報告事項2 町村議会議員のなり手不足対策検討会 報告事項3 北朝鮮のミサイル発射に対する抗議文 報告事項4 自由民主党総務部会関係合同会議 報告事項5 第33次地方制度調査会第19回専門小委員会 報告事項6 地方自治法改正を契機とした主権者教育の推進 報告事項7 議員報酬に関するアンケート調査結果の概要 報告事項8 地方議会活性化シンポジウム2023 協議事項1 第67回町村議会議長全国大会要望書(案) 協議事項2 議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備に関する重点要望(案) 協議事項3 第67回町村議会議長全国大会の運営(案) 協議事項4 第67回町村議会議長全国大会に係る要請活動(案) 協議事項5 令和6年度会費の基本的な考え方(案) 協議事項6 令和6年度会議等予定(素案) その他1 自由民主党との懇談会の開催 その他2 議会に関する「事例照会」・「情報提供」</p>
<p>10月17日 町村議会の制度に関する検討委員会 (全国町村議員会館) 上田会長・古家局長出席</p>	<p>日程第1 議案第1号 第67回議長大会 令和6年度国の予算編成及び施策に関する要望「第1議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備」 日程第2 議案第2号 議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備に関する重点要望</p>
<p>10月18日 都道府県会長会 (全国町村議員会館) 上田会長・古家局長出席</p>	<p>議 題 日程第1 会議録署名人の指名 日程第2 役員及び都道府県会長の異動 日程第3 報告第1号 令和6年度国の予算編成及び施策に関する要望等に係る要請活動 日程第4 報告第2号 町村議会議員のなり手不足対策検討会 日程第5 報告第3号 北朝鮮のミサイル発射に対する抗議文 日程第6 報告第4号 自由民主党総務部会関係合同会議 日程第7 報告第5号 第33次地方制度調査会第19回専門小委員会 日程第8 報告第6号 町村議会の制度に関する検討委員会</p>

	<p>日程第9 報告第7号 地方自治法改正を契機とした主権者教育の推進</p> <p>日程第10 報告第8号 議員報酬に関するアンケート調査結果の概要</p> <p>日程第11 報告第9号 地方議会活性化シンポジウム2023</p> <p>日程第12 報告第10号 第67回町村議会議長全国大会の運営</p> <p>日程第13 議案第1号 役員の補欠選任</p> <p>日程第14 議案第2号 第67回町村議会議長全国大会要望書</p> <p>日程第15 議案第3号 議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備に関する重点要望</p> <p>日程第16 議案第4号 第67回町村議会議長全国大会に係る要請活動</p> <p>日程第17 議案第5号 令和6年度会費の基本的な考え方</p> <p>日程第18 議案第6号 令和6年度会議等予定</p> <p>日程第19 その他1 自由民主党幹部との懇談会</p>
<p>11月28日 自民党幹部との懇談会 (自民党本部) 上田会長・古家局長出席</p>	<p>開会挨拶 武井 俊輔 法務・自治関係団体委員長 挨拶 茂木 敏充 幹事長 関口 晶一 参議院議員会長 金子 恭之 組織運動本部長 挨拶・要望 渡部 孝樹 全国町村議会議長会会長 (北海道厚真町議会議長)</p> <p>懇談会 閉会</p>
<p>11月29日 第67回町村議会議長全国大会 (NHKホール) 各町村議会議長・古家局長・丸山書記出席</p>	<p>1 開会のことば</p> <p>2 国歌斉唱</p> <p>3 会長あいさつ</p> <p>4 宣言</p> <p>5 来賓祝辞</p> <p>6 来賓紹介</p> <p>7 議長団選出</p> <p>8 議事</p> <p>(1) 要望</p> <p>(2) 決議</p> <p>(3) 特別決議</p> <p>(4) 豪雪地帯対策(全国豪雪地帯町村議会議長会)</p> <p>(5) 実行運動方法</p>

	9 閉会のことば
--	----------

② 西日本地区各県町村議会議長会協議会主催会議

開催日及び会議名等	協議事項等
令和5年7月11日 西日本地区各県町村議会 議長会協議会 (東京・ホテルグランド アーク半蔵門)	1 開会 2 あいさつ 3 自己紹介 4 議長選出 5 議事 協議第1号 全国町村議会議長会役員候補者の推薦 について 報告第1号 全国町村議会議長会臨時総会の役割に ついて 6 閉会

③ 九州各県町村議会議長会協議会主催会議

開催日及び会議名等	協議事項等
令和5年1月23日 九州各県町村議会議長会 協議会 (大分県別府市・亀の井 ホテル別府) 上田会長・古家局長出席	1 開会 2 自己紹介 3 協議会会長挨拶 4 当番県会長挨拶 5 議長選出 6 報告事項 報告第1号 前回採択事項の処理報告 7 協議事項 協議第1号 各県提出議題 協議第2号 町村議会の制度・運営に関する検討委員 会委員の選任について 協議第3号 次期開催県及び開催時期 8 その他 9 閉会
3月6日 九州各県町村議会議長会 事務局長会 (佐賀市・四季彩ホテル)	1 開会 2 座長選出 3 報告事項 (1) 全国会関係事項について

<p>地千代田館) 古家局長出席</p>	<p>(2) その他 4 協議事項 (1) 各県提出議題について (2) 次期開催県及び開催時期について (3) その他 5 閉会</p>
<p>6月26日 九州各県町村議会議長会 協議会 (福岡市・博多サンヒル ズホテル) 上田会長・古家局長出席</p>	<p>1 開会 2 自己紹介 3 地元会長挨拶 4 議長選出 5 協議事項 協議第1号 協議会会長及び副会長の選任について 協議第2号 全国町村議会議長会役員等の推薦につ いて 協議第3号 全国町村議会議長会臨時総会の役割に ついて 協議第4号 各県提出議題について 協議第5号 第67回町村議会議長全国大会九州地区 提出案件について 協議第6号 次期開催県及び時期について 6 報告事項 報告第1号 前回採択事項の処理状況について 報告第2号 全国会関係事項の報告 7 その他 8 閉会</p>
<p>9月6日 九州各県町村議会議長会 事務局職員研修会 (大分県別府市・別府市 公会堂・中央公民館) 古家局長・丸山書記出席</p>	<p>1 開会 2 当番県あいさつ 3 座長選出 4 協議事項 (1) 各県提出議題について (2) その他 (3) 次期開催県及び開催時期について 5 閉会</p>
<p>9月14日 九州各県町村議会議長会 事務局長会</p>	<p>1 開会 2 座長選出 3 報告事項</p>

<p>(熊本市・ホテルマイステイズ熊本 リバーサイド)</p> <p>古家局長・丸山書記出席</p>	<p>(1) 全国会関係事項に</p> <p>(2) その他</p> <p>4 協議事項</p> <p>(1) 各県提出議題</p> <p>(2) 次期開催県及び開催時期</p> <p>(3) その他</p> <p>5 閉会</p>
--	--

(2) 町村の要望内容の実現に向けた国・県等への要望活動

① 第73回定期総会における議決事項

第73回定期総会で議決した県及び各郡提出要望について、その主旨実現のため、下記のとおり要望した。

要望内容

- 県議長会提出要望（熊本地震・豪雨災害・新型コロナウイルス感染症・森林環境譲与税）

「平成28年熊本地震」からの復旧・復興に関する要望

「平成28年熊本地震」及びその後の大雨による豪雨被害は、県内に甚大な被害をもたらし、多くの尊い命が犠牲となりました。

被災町村では、国・県をはじめ、県内外自治体職員の派遣及び支援を受け、創造的復興に向けた取組みを着実に進めております。

しかしながら、被災町村は中山間地も多く、財政基盤も脆弱であり、加えて長引く新型コロナウイルスの感染拡大や物価の高騰等が、社会的・経済的に大きな影響を及ぼしている中であっては、特に国や県による中長期にわたる継続的な支援が不可欠であります。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要望いたします。

記

- 被災町村の財政負担の最小化・中長期の財源確保のための特別な財政措置の継続

熊本地震からの復旧・復興には長い年月と多額の費用が必要であり、被災町村が安心感をもって事業に取り組むことができるよう、被災町村の財政負担の最小化と中長期の財源確保のための特別な財政措置を継続すること。

「令和2年7月豪雨災害」からの復旧・復興に関する要望

「令和2年7月豪雨災害」は、県南部を中心に、県内各地で河川の氾濫、土砂崩れ等の甚大な被害をもたらし、多くの尊い命が犠牲となりました。

また、多くの人々が避難を余儀なくされるとともに、家屋、道路、河川、鉄道に加え、電気・水道といったライフライン、さらには、農林水産業や地場産業にまで深刻な被害が生じ、住民生活及び経済活動に甚大な影響を及ぼしております。

被災町村では、国や県をはじめ、県内外の自治体職員の派遣及び支援を受け、復旧・復興作業に全力で取り組んでおりますが、中山間地も多く財政基盤も脆弱な町村においては、国や県による強力な支援が不可欠であります。

加えて、長引く新型コロナウイルスの感染拡大や物価の高騰等厳しい状況が続く中、生活者支援や復旧・復興活動には、前例のない新たな課題への対応が求められます。

よって、今回の豪雨災害について、早期の被災者支援及び復旧・復興を進めるとともに、地域住民の安全を確保するため、下記事項の実現を図るよう、強く要望いたします。

記

1 公共土木施設等の早期復旧

道路、河川、橋梁及び下水道など公共土木施設の災害復旧事業、災害対策関連事業及びその調査の早期実施について、町村が進めるまちづくりと連携した特段の措置を講じること。

公共土木施設等の早期復旧、現場対応、自治体支援に必要な国関係機関の人員についても確保・派遣を行うこと。

特に、国の権限代行により実施中である球磨川に架かる橋梁及び関連する国道219号ほか、県道及び県管理河川の復旧について、迅速に進めるため必要な財源を確保し、人員の確保を支援すること。

災害復旧事業の実施にあたっては、単なる原形復旧にとどまることなく、従前の機能・安全性を増加させ、国土強靱化に資する復旧となるよう努めること。

また、復旧需要の増大で、入札不調等により災害復旧工事の発注がままならない状態が続いており、通常の事業期間（3年間）での事業完了が厳しいことが予想されるため、事業期間の延長を図ること。

2 流域住民の安全・安心に向けた抜本的な治水対策

今回の豪雨により、球磨川流域を中心に多くの氾濫箇所では激甚な災害が発生したことから、将来に向かって流域住民が生命の危機に晒されることなく安全・安心が

確保され、さらには、豊かな自然の恩恵を引き続き享受できるよう、「緑の流域治水」理念のもと、国、県連携した新たな流水型ダムを含む「球磨川水系流域治水プロジェクト」を強力に推進すること。

3 孤立集落解消に向けた生活インフラ復旧に対する支援

迂回路のみが復旧するなど、条件付きで孤立が解消された集落の生活再建に向け、アクセス改善を図ること。

4 鉄道の早期復旧に向けた支援

地域を結ぶ生活・経済・観光の背骨であり、将来の持続可能な運行も含めた復旧に対する強力な支援及び必要な予算額を確保すること。

また、鉄道不通が長期になることが見込まれていることから、通学支援等のために、鉄道事業者が行う代替バスの運行経費等に対して特別な財政支援を講じること。

さらに、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（骨太の方針）に掲げられた地域公共交通ネットワークへの新たな支援策が、鉄道の復旧に活用できるよう格段の配慮を行うこと。

5 交付税による財政措置

災害復旧事業及び災害関連事業予算の確保並びに災害復旧事業の財源となる地方債所要額の確保を行うとともに、当該地方債に係る交付税措置の拡充を図ること。

また、国庫補助事業では、弾力的かつきめ細かな対処が困難である部分に適切に対応するため、各町村が単独で実施する事業への特別交付税措置等を講じること。

6 被災町村の人員体制の強化に向けた強力的支援

被災町村の再生に向け、全国から中長期的な支援が決定されているが、まだ十分なニーズを満たしておらず、引き続き人的支援体制の強化及び財政支援の拡充と継続した支援を講じること。

7 被災企業への施設・設備の復旧を図るため「なりわい再建支援補助金」の予算確保

熊本地震とコロナ禍の二重苦により、中小事業者の経営が極めて厳しい状況にある中、今回の大災害により、三重苦となった。「なりわい再建支援補助金」の創設により多くの事業者が再建に着手できたことには感謝の意を表するが、治水対策等により、申請を保留せざるを得ない被災企業も依然として存在している。このようなことから、被災企業について、経営継続のための金融面での力強い支援とともに、地域の雇用の維持・確保につながる手厚い支援を講じること。

また、「なりわい再建支援補助金」及び「被災小規模事業者再建事業」について、

本年度予算の繰越及び次年度以降の予算確保など、今後も必要な財政支援措置を講じること。

8 農林水産基盤の復旧及び農林水産業に対する支援

農地・農業用施設、治山・林道等に係る災害復旧事業の早期実施について、特別な財政措置を講じ、十分な予算を確保するとともに、復旧が長期にわたることを踏まえて、事業期間の延長を図ること。

また、林道災害復旧事業における重要変更協議において、引き続きリモート協議を積極的に取り入れていただきたい。

9 教育・文化環境・コミュニティ施設の早期復旧等

被災を契機として義務教育学校へ再編する学校施設については、移転改築による復旧相当額を措置するなど特別な財政支援を講じること。

また、被災した地域・集落における地域コミュニティの場として利用されてきた施設及び用具、県・町村指定も含めた文化財等の早期復旧について、技術的支援や特別な財政支援措置を含めた全面的な支援を講じること。

10 住宅適地の確保等に対する支援

住宅適地に乏しい狭隘な地形が多い当該地域における安全・安心な復興まちづくりには、新たな宅地の造成や道路、公園・緑地などの生活インフラの整備等が必要不可欠であり、他の地域以上に費用負担が見込まれるため、特別かつ強力な財政措置を講じること。

11 新型コロナウイルス感染症対策

下記の項目について支援措置を講じること。

- (1) 仮設住宅等に対する必要な資器材や専門人材・ノウハウの提供
- (2) 地域外からの応援職員等に対する感染防止対策の支援、また長期化も懸念される復旧・復興活動に対するきめ細かな支援
- (3) その他、被災町村において必要となる感染防止対策や感染者が発生した場合の万全の支援措置
- (4) なお、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の取扱については、被災町村の被災状況や意向を踏まえた柔軟な対応を行うとともに、当該交付金本来の趣旨に鑑み、被災町村の災害復旧・復興等財源は別途確保すること

新型コロナウイルス感染症対策及び経済対策等に関する要望

新型コロナウイルスの度重なる感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、引き続き国と地方が一体となり、ワクチン接種を進め、感染拡大防止対策や医療提供体制を強化するとともに、物価高騰等にも対応した地域経済の再生・回復に向けた対策を強力に進めていく必要があります。

また、感染拡大は、生活様式や働き方、価値観等にも多大な影響をもたらすとともに、人口の過度の集中に伴うリスクやデジタル技術の有用性を再認識させ、当該リスク等にも適応した新たな社会システムへの転換に向けた取組も急務であります。

こうした中で、町村の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実が不可欠であり、加えて「平成28年熊本地震」や「令和2年7月豪雨災害」への対応が急務である本県町村においては、復旧・復興に向けた財源確保が極めて重要であります。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要望いたします。

記

1 感染拡大防止対策・医療提供体制等の強化

- (1) これまでの感染傾向や対策の分析・検証を継続的に行い、得られた知見を地方公共団体等と共有するとともに、当該知見に基づき、地方の意見を十分に踏まえた上で、次の感染症危機に備えた対策や実効的な水際対策を含め、感染拡大防止と社会経済活動の両立に資する具体的な対策を示すこと。

また、制度の見直しに当たっては、感染症対応で直面した課題等を十分に検証するとともに、地方の意見や現場の実態を十分に踏まえること。

- (2) 医療従事者や病床、機器・物資の確保に向けて、潜在人材の掘り起こし等の対策を強力に行うとともに、十分な財政支援を行うこと。

また、健康管理・救急搬送等の体制整備を含め、国・地方公共団体の連携による広域的な支援体制の強化など、地域医療提供体制の確保に万全を期すこと。

- (3) 検査用物資や治療薬を十分に確保して検査・治療体制を確立するとともに、検査等の費用について、万全の財政措置を講じること。

また、国産ワクチンや治療薬の開発・安定供給に向けて、国として治験を推進し、十分な支援を行うとともに、医薬品・医療機器等の産業育成を進めること。

- (4) 保健所等の関係機関が感染ルートを探知して感染を封じ込むため、積極的疫学調査、検査、入院・治療の徹底に対して十分な財政措置等の対策を講じるとともに、保健所や地方衛生研究所の体制を抜本的に強化すること。

- (5) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、地域の实情に応じた対策を進めることができるよう、必要額の確保や対象事業の拡充を行うとともに、柔軟な運用を可能とすること。
- (6) 災害時における避難所等での感染防止対策や必要な物資の確保、医療介護体制の整備等に万全を期すため、十分な財政措置等の対策を講じること。
- (7) 季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症が同時に流行する事態に備え、インフルエンザワクチンの供給・接種体制の確保など、万全の対策を講じること。
- (8) 感染者、医療従事者、濃厚接触者、ワクチン未接種者やその家族等に対する偏見や差別、誹謗中傷を防ぐための対策を強力に講じること。
- (9) 新型コロナウイルス感染症対策に係る相談窓口の体制を強化すること。
特に、感染症の影響から生じる生活不安等により増加が懸念される虐待、DV、ひきこもり、孤独・孤立、自殺等について、相談窓口の周知や体制を拡充するとともに、実態を把握した上で、支援団体と連携したアウトリーチ型の支援等の対策を強力に講じること。
- (10) 新型コロナウイルスに感染したあとの後遺症とみられる症状の分析・検証を進め、有効な治療薬の開発等により治療法を確立するとともに、医療提供体制の確保や相談窓口の設置等のサポート体制の強化に対して十分な支援を行うこと。

2 安全・円滑なワクチン接種の実施

- (1) ワクチン接種については、追加接種や交接種を含め、「国民の安全・安心を第一に進めていく」との基本姿勢の下、接種の意義、安全性・有効性、副反応、接種間隔、対象者等の情報を、対象に応じて迅速・的確かつ分かりやすく周知・広報すること。
- (2) 必要十分なワクチン量を確保し、希望する量のワクチンを必要な時期に確実に供給するとともに、物資確保や送迎等の費用を含めて地方負担が生じないよう、接種の実施に対して万全の財政措置を講じること。
また、接種方針やスケジュールの検討・調整に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、接種体制の構築に必要となる作業期間を十分に確保すること。
- (3) 地域の实情に応じて地方公共団体、医療機関等が連携して安全・円滑に接種が実施できるよう、得られた知見や副反応、ワクチンの適切な管理方法、システム運用等の情報について、当該分析等を含め、国や地方公共団体、医療機関等と迅速に共有し、諸課題について検証しながら丁寧かつ着実に進めるとともに、ワクチン効果の変異株による減少や時間的減退を迅速・的確に把握し、追加接種や国産ワクチンの開発がより安全かつ効果的に実施されるよう、対策を講じること。
- (4) ワクチン休暇の導入支援など、接種環境の改善に向けて対策を強化すること。

特に、子どもへの接種については、人的・時間的負担が大きく、保護者の付き添いも必要となるため、十分な財政支援とともに、企業に協力を働きかけるなど、保護者が休暇を取得しやすい環境づくりを推進すること。

- (5) 地方公共団体が接種を担う人材を確実に確保できるよう、潜在人材の掘り起こしや関係団体への派遣の働きかけなど、万全の対策を講じること。

また、離島や過疎地等の条件不利地域をはじめ、医療従事者が不足している地域において円滑に接種対応ができるよう、広域的な支援策を強化すること。

3 経済対策等の強化

- (1) 地域経済への影響は、物価高騰等も加わり幅広い業種において深刻であるため、状況・特性に応じた実効性のある雇用維持・確保対策や事業継続・承継対策を講じるとともに、地域経済の回復に向けて、既存支援策の期間延長、要件緩和、再給付を含め、強力な経済対策を講じること。

また、当該対策の活用について周知を徹底するとともに、相談窓口等のサポート体制を充実・強化すること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地方公共団体が地域経済への支援や感染防止対策を継続的に実施できるよう、物価高騰等の影響も踏まえた必要額を確保し、速やかに配分するとともに、地域の実情に応じて必要な事業が実施できるよう、柔軟な枠の見直し、手続きの簡素化など、自由度の高いものとする。

また、配分に当たっては、地域経済を支える取組は広範多岐にわたるため、地方の意見を十分に踏まえること。

- (3) 地域経済への影響を最小限に留めるため、中小企業・小規模事業者、農林漁業者等の資金繰り対策に万全を期すこと。

- (4) 鉄道、バス、タクシー等の地域公共交通については、利用者の大幅な減少により厳しい経営状況が続いていることから、経営安定や感染防止対策に対して、十分な財政支援を行うこと。

- (5) 肥料・飼料等の価格高騰により、厳しい経営状況にある農林漁業関係者に対して、財政支援の拡充等の対策を強化すること。

また、米については、需要低迷により米価に影響が生じており、価格安定に向け、需要拡大策を推進すること。

- (6) 物価高騰等については、社会経済活動への影響の長期化が懸念されるため、強力な対策を講じること。

4 今後の対策等

- (1) 新型コロナウイルスの感染拡大リスクの低減や、今後発生が懸念されている首都直下地震等の大規模災害における危機管理等の観点から、東京一極集中等の人口の過度の集中の是正に向けた積極的な対策を推進すること。

- (2) 遠隔医療、遠隔教育やテレワークなど、多様な分野におけるデジタル化の取組を推進するために必要となる情報通信基盤の整備・高度化や専門人材の確保・育成に対して、財政的・技術的支援を拡充すること。
- (3) 電力の需給ひっ迫が発生した中で、電力の供給力不足による社会 経済活動への影響が懸念されるため、エネルギーの安定確保・供給に向けた抜本的な対策を検討すること。

5 地方財源の確保・充実

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、人口減少対策、福祉・医療、教育・子育て、地域経済活性化、雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業、デジタル社会・脱炭素社会の実現等の財政需要について、町村の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方財政計画に適切に反映するとともに、町村の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額を確実に確保・充実すること。

- (2) 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。

特に、令和4年度における土地に係る固定資産税の負担調整措置に関し、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%までとされたことについては、令和4年度限りとするとともに、令和5年度は負担の均衡化に向けた既定の負担調整措置を確実に実施すること。

また、新型コロナウイルス感染症対策等の経済対策や、生産性革命の実現等の政策的な措置については、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すること。

- (3) 新型コロナウイルス感染症対策や経済対策等に係る財政需要が生じる場合には、町村が迅速に事業を実施できるよう、必要な財政措置を講じること。

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める要望

森林環境税及び森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設され、県内各町村でも、森林整備や人材育成・担い手の確保に向けた新たな財源として活用しているところです。

一方、森林面積が多く、過疎化の進む町村にとっては、保水力低下に伴う洪水氾濫や山腹崩壊等による災害を未然に防ぐため、早急な森林整備も必要となっております。

森林環境譲与税は、総額の10分の5を私有林人工林面積、10分の2を林業従事者数、10分の3を人口で案分して譲与されておりますが、今後、森林整備を効果的に推進していくためには、より多くの財源が必要となってくることから、譲与基準の見直しを行うよう強く要望いたします。

○ 各郡提出要望（19件）

	件 名	提出郡名
第1	国道の整備促進について	下益城郡
第2	地域高規格道路 有明海沿岸道路（熊本県側）の早期整備について	玉名郡
第3	県道大津植木線・県道大津西合志線多車線化及び県道熊本空港線の道路改良整備促進について	菊池郡
第4	阿蘇くまもと空港のアクセス道路改善と阿蘇観光ルートの改善について	菊池郡
第5	中九州横断道路の早期整備について	菊池郡
第6	南阿蘇鉄道株式会社への財政支援について	阿蘇郡
第7	阿蘇地域における道路網の整備促進について	阿蘇郡
第8	九州中央自動車道の早期完成及び主要地方道矢部阿蘇公園線未整備区間の早期着工並びに熊本都市圏南連絡道路の実現について	上益城郡
第9	熊本都市圏南東部地域の道路網の強化について	上益城郡

第 10	益城町の平成 28 年熊本地震からの復旧復興について (都市計画道路益城中央線(主要地方道熊本高森線)の早期整備) (益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の推進)	上益城郡
第 11	<small>やかたがわ</small> 矢形川改修事業の促進について	上益城郡
第 12	宇城氷川スマートインターチェンジアクセス道路の県道昇格について	八代郡
第 13	令和 2 年 7 月豪雨からの早期の復旧・復興への支援について	葦北郡
第 14	交通・産業基盤及び農業生産基盤の整備について	葦北郡
第 15	球磨川における抜本的な治水対策の促進について	球磨郡
第 16	豪雨災害等から国土を守る治山事業及び森林整備の強化について	球磨郡
第 17	球磨地域幹線道路網の整備促進について	球磨郡
第 18	雇用対策について	球磨郡
第 19	天草地域の道路整備促進について	天草郡

要望活動

○ 理事による面談要望(令和 5 年 4 月 26 日)

【要望先】

(熊本県)

蒲島 郁夫 知事
 田嶋 徹 副知事
 木村 敬 副知事
 平井 宏英 総務部長
 三輪 孝之 商工労働部長

亀崎 直隆 土木部長
門崎 博幸 企画振興部政策審議監
府高 隆 企画振興部球磨川流域復興局長
深川 元樹 農林水産部政策審議監
松岡 正之 理事（兼市町村・税務局長）

（熊本県議会）

高野 洋介 副議長

（自由民主党熊本県支部連合会）

前川 収 会長
松田 三郎 幹事長
坂田 孝志 総務会長
吉永 和世 政務調査会長
藤川 隆夫 県議団団長

【要望者】

上田 孝 会長 （下益城郡美里町議会議長）
上田 茂政 副会長 （菊池郡菊陽町議会議長）
平野 昭夫 副会長 （阿蘇郡南小国町議会議長）
松尾 純久 理事 （玉名郡玉東町議会議長）
稲田 忠則 理事代理 （上益城郡益城町議会議長）
片山 裕治 理事代理 （八代郡氷川町議会副議長）
川野 雄一 理事 （葦北郡津奈木町議会議長）
高橋 裕子 理事 （球磨郡多良木町議会議長）
野崎 幸洋 理事 （天草郡苓北町議会議長）

【各郡提出要望に対する熊本県からの経過報告】

各郡提出要望に対して、熊本県からいただいた経過報告は以下のとおりである。

要望事項	回 答
<p>1 国道の整備促進について (下益城郡提出)</p>	<p>〔土木部〕</p> <p>【国道 443 号の事業促進について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要望区間について、美里町佐俣地区から岩野地区までの約 1.4km 区間は改良済みであるが、歩道がなく、先線については、曲線区間が連続し、前方の視認性が悪い区間があることは認識している。 ○ 令和 3 年度には、現地において、美里町長や地元県議の皆様から、具体的な要望を伺ったところ。 ○ 要望区間については、令和 3 年度に「通学路交通安全プログラム」に位置付けられており、令和 5 年度から測量及び予備設計を実施し、交通安全に必要な取組みについて検討を行っている。 <p>【国道 445 号の事業促進について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要望区間は、地形が急峻であり、2 車線での改良には多大な費用と時間を要することが想定されるため、地域の実情に合った効果的・効率的な対策が必要であると認識している。 ○ そのため、線形の悪い箇所の改善や待避所の設置などを組み合わせた 1.5 車線の整備手法により約 3.8km 区間の整備に着手しており、引き続き、事業効果の最大化及び早期発現に向けた取組みを推進していく。
<p>2 地域高規格道路有明海沿岸道路（熊本県側）の早期整備について (玉名郡提出)</p>	<p>〔土木部〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 26 年 6 月に「大牟田市～長洲町」間の計画段階評価が完了し、平成 27 年 4 月に都市計画決定を行った。 ○ 令和 4 年 1 月には国において、三池港 I C 連絡路の工事に着手され、現在、大島高架橋の橋脚工事が着実に進捗している。 ○ 令和 4 年 12 月には、国、県、熊本市において、有明海沿岸道路の熊本県内区間の検討を進めていくにあたり、地域の課題及び交通課題を整理し、地域ビジョンを実現する道路として効果的に機能を発現するため、関係機関が連携し、機動的な連絡・調整を行うことを目的とし、「第 1 回 熊本県有明海沿岸道路連絡調整会議」を開催した。 ○ 令和 5 年 2 月には、「第 2 回 熊本県有明海沿岸道路連絡調整会議」を開催し、地域からの意見聴取の実施結果を踏まえ、有明海沿岸道路に期待する役割から、熊本市～荒尾市間における高規格道路の必要性等を確認した。 ○ 令和 5 年 4 月には「荒尾道路」（荒尾市荒尾～大島間 2.2km）が新規事業化された。また、「長洲町～玉名市」間については、令和 5 年 12 月 4 日に、国において、事業化に向けた手続きとなる第 1 回計画段階評価が実施された。 ○ また、令和 5 年 11 月には、有明海沿岸道路としては初めてとなる建設促進大会を開催し、整備促進に向けた国への要望活動を行った。 ○ 今後も引き続き、「三池港 I C 連絡路」および「荒尾道路」の整備推進、「荒尾市～長洲町」間の早期事業化、「長洲町～玉名市」間の計画段階評価の早期完了、「玉名市～熊本市」間の早期整備に向けた取組みの推進を国に求めていく。

<p>3 県道大津植木線・県道大津西合志線多車線化及び県道熊本空港線の道路改良整備促進について (菊池郡提出)</p>	<p>〔土木部〕</p> <p>【大津植木線・大津西合志線】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 左折専用レーンの設置など『即効性のある渋滞対策』を平成 28 年度から進めてきたところ。 ○ TSMC 進出を契機とした新たな交通需要に対応するため、将来の基幹となる道路ネットワークの中から、県道大津植木線の多車線化や中九州横断道路の合志 IC アクセス道路などについて、優先して取り組みを進めている。 ○ 県道大津植木線の多車線化及び合志市 IC アクセス道路について、令和 5 年 10 月から 11 月にかけて事業計画等に関する地元説明会を開催し、現在、年度内の都市計画決定に向けた手続きを進めている。また、地権者への個別訪問による説明や要望の確認等を行っている。 ○ 県道大津西合志線についても、将来の基幹となる重要な道路ネットワークの一つとして、地元合志市と連携し、今後の交通需要に応じた対策を検討していく必要があると認識している。 <p>【県道熊本空港線】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、TSMC の進出を契機として、セミコンテクノパークを含む菊池南部地域では半導体関連企業の更なる集積により、国内外からビジネス客等の移動や半導体関連製品の輸送の増加が見込まれることから、阿蘇くまもと空港北側からのアクセス強化は重要であると認識している。 ○ 現在、菊陽町と連携して整備を進めている都市計画道路菊陽空港線が完成すれば、その先線として接続する県道熊本空港線を経由することで、企業集積地と空港が新たに直接結ばれることとなる。 ○ 今後、信頼性の高い道路ネットワークの構築に向けて、県道熊本空港線の線形不良な箇所の局部的な改良に取り組んでいく。
<p>4 阿蘇くまもと空港のアクセス道路改善と阿蘇観光ルートの改善について (菊池郡提出)</p>	<p>〔土木部〕</p> <p>【県道岩坂陣内線の延伸について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県道岩坂陣内線を延伸する地域は、大津側と空港側で約 100m の高低差がある急峻な地形で、土砂災害警戒区域にも指定されている。そのため、新たな道路の建設には、多大な事業費を要し、また、防災面に十分に配慮した慎重な検討が必要である。このように、県道岩坂陣内線を延伸する新たなルートの整備には多くの課題があり、現時点では、事業化は難しいと考えている。 <p>【山西大津線の改良について（森橋架け替え）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 山西大津線森橋は、昭和 30 年に架設された橋梁である。これまでに橋脚や桁の補強・補修などを実施し、平成 28 年度に行った橋梁点検では、健全性が確保されていることを確認した。要望の架け替えについては、同年代に架設された橋梁が多数あることから、今後も引き続き、長寿命化計画に基づく補修等を行いながら健全性を確保し、適切な時期に架け替えについて検討していく。

<p>5 中九州横断道路の早期整備について (菊池郡提出)</p>	<p>〔土木部〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中九州横断道路（大津町～熊本市）については、計画段階評価及び都市計画決定が完了。 ○ このうち、大津熊本道路（合志～熊本）9.1kmが令和2年度に事業化され、現在、国において用地取得が進められており、令和5年9月に一部工事に着手。事業の更なる加速化に向けて、県としても用地の先行取得を行っている。 ○ また、令和4年度に、大津熊本道路（大津西～合志）4.7kmが事業化され、調査設計が促進されるとともに、都市計画の変更手続きが進められている。 ○ さらに、中九州横断道路「熊本北～下硯川間」（熊本環状連絡道路）については、今年度、計画段階評価の手続きが完了し、現在、都市計画決定に向けた手続きを実施中。 ○ 引き続き、事業中区間の整備推進とともに大津～大津西間及び熊本環状連絡道路の早期事業化を国等へ働きかけていきたい。
<p>6 南阿蘇鉄道株式会社への財政支援について (阿蘇郡提出)</p>	<p>〔企画振興部〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県としては、これまで以下のとおり、南阿蘇鉄道への財政的支援を行っており、令和5年7月に全線運行再開が果たされた。今後も引き続き、必要な予算確保に努め、南阿蘇鉄道の全線再開後の利用促進や持続可能な運営を後押しして参る。 【設備投資について】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫補助の対象となる設備投資事業の全てについて、要望額満額の1/3補助を維持。 【接続強化について】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全線開通に合わせて開始されるJR豊肥本線への乗り入れに伴う鉄道設備等の整備に要する費用について、国・高森町・南阿蘇村とともに補助を実施済み。(R4事業をR5へ一部繰越し、R5事業完了) 【災害復旧事業費について】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国・南阿蘇村と共に、復旧費の1/4を南阿蘇鉄道へ補助を実施済み。(R4事業完了) ○ また、上下分離に伴い、南阿蘇鉄道から鉄道施設等を譲り受けた新法人「一般社団法人南阿蘇鉄道管理機構」には、県も参画し、運営費を負担金として拠出する等、地元町村と共に南阿蘇鉄道の費用負担軽減を図っている。
<p>7 阿蘇地域における道路網の整備促進について (阿蘇郡提出)</p>	<p>〔土木部〕</p> <p>【国道442号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般国道442号の大分県境から瀬の本交差点については、既に2車線が確保されているものの、カーブが連続する区間や路肩が狭い区間があり、大型車等が通行しにくい状況であることは認識している。 ○ 御要望を受け、来年度から、自然環境にも配慮しながら、調査設計に着手する予定。 <p>【県道高森停車場線について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高森駅及び駅周辺の再整備によるまちづくりは、南阿蘇地域の創

造的復興に繋がる重要な取組みとの認識している。

- 町におかれては、令和5年7月の南阿蘇鉄道の全線開業に合わせて駅舎のリニューアルを実施され、引き続き、都市再生整備事業により駅周辺整備に取り組まれていると聞いている。
- 県としては、高森駅前から高森町観光交流センター前までの区間を第一期工事として無電柱化に取り組むとともに、歩道部の舗装復旧において石畳状のパターンを付けた舗装を実施しており、高森駅前の再整備に合わせ、良好な景観形成を図りながら安全な通行を確保したい。
- 併せて、要望区間を「阿蘇管内自転車ネットワーク計画」に位置付け、自転車走行空間整備を行うこととしていることから、これらの事業を活用しながら安全な通行確保と観光周遊の誘導を図りたい。
- 変則交差点については、R3通学路合同点検の対策必要箇所となっており、対策の実施にあたっては用地交渉など地元の協力が必要不可欠なことから、町の協力を得ながら取り組んで参りたい。

【主要地方道竹田五ヶ瀬線】

- 竹田五ヶ瀬線は、大分県・熊本県・宮崎県の3県にまたがる道路であり、生活道路のみならず観光道路としても重要な役割を担う路線と認識している。
- 平成30年度から事業に着手し、現在、高森町津留工区（L=0.7km）において改良工事を実施している。今後も引き続き、早期完成を目指し、整備を推進して参る。

【県道津留柳線】

- 津留柳線は、高森町と山都町の山間部に点在する集落を結ぶ道路であり、住民の生活に密着した道路と認識している。
- 現在は、地元から要望の強い津留～野尻間（3km区間で）順次改良工事を実施している。今後も引き続き、早期完成を目指し、整備を推進して参る。

【県道28号熊本高森線】

- 熊本高森線は、合併後の南阿蘇村中央部を東西に走る基幹道路であり、沿線に点在する温泉や観光スポットを結ぶ観光ルートであると認識している。
- 現在、幅員狭小区間である、南阿蘇村久石工区（現道拡幅L=1.96km H24着手）を事業中。令和4年度までに0.6kmの供用を行った。今後も引き続き、早期完成を目指し、整備を推進して参る。

【主要地方道矢部阿蘇公園線】

- 矢部阿蘇公園線については、山都町御所地区において平成22年度から道路改良を行い、令和元年度に事業を完了したところ。
- 未供用区間の整備については、「自然環境」や「建設コスト」等多くの課題がある一方で、熊本地震の状況も踏まえ、災害発生時の避難路の確保という視点が求められている。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ このため、道路がつながることによる効果について、改めて多方面から調査、検証を進めることとし、地元自治体と連携し、観光産業、体験レジャー、農産物など地域の特性・資源に着目し、これらに関係する団体等にヒアリング及び観光客向けのアンケートを実施中。 ○ 上益城と阿蘇地域の往来が強化されることにより、複数の資源が融合し、様々な効果が見込まれるため、今後、アンケート結果を踏まえ、更なる定量化に向けた算定作業を進める。 ○ 現在、地元自治体と連携し、九州中央自動車道が山都通潤橋インターチェンジ開通の際の新たな要素の融合による効果検証を進めるとともに、ルートを含む事業手法について検討している。 <p>【県道堂園小森線（206号）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 西原村区間については、線形不良等により道路整備の緊急性が高い中央部の約0.6km区間（中工区）を先行整備し、平成28年度、供用開始を行ったところ。 ○ 現在、供用済みの中央部から西側に向けた0.5km区間（西工区）は、令和4年度に用地買収が完了。現在、東側0.5km区間（東工区）それぞれの用地取得に取り組んでいる。今後も引き続き、東工区の用地取得等、事業を推進して参る。 <p>【県道山西大津線について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該事業は、鳥子（とりこ）地区から山西小学校へ通学する児童等、歩行者の安全を確保するための歩道整備。 ○ 令和元年度に工事に着手、完成した区間から順次供用しているところ。 ○ 残る未施工区間についても、既に設計が完了しており、用地買収に取り組み、早期の工事着手に向け事業を推進して参りたい。 ○ 先ほどの堂園小森線と同様に、事業進捗のためには、用地取得が不可欠なことから、御支援、御協力をお願いしたい。
<p>8 九州中央自動車道の早期完成及び主要地方道矢部阿蘇公園線未供用区間の早期着工について （上益城郡提出）</p>	<p>〔土木部〕</p> <p>【九州中央自動車道の早期完成について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「山都中島西IC～山都通潤橋IC」間については、令和6年2月11日に開通予定。 ○ 「矢部～蘇陽間」については、令和3年度に計画段階評価が完了し、このうち、令和4年度に事業化された「矢部清和道路」においては、調査設計促進中。（R4.12.10 中心杭打ち式） ○ 令和2年度に事業化された「蘇陽五ヶ瀬道路」については、令和5年11月に工事に着手。 ○ 「矢部清和道路」、「蘇陽五ヶ瀬道路」の整備推進並びに、未事業化の「清和～蘇陽間」の早期事業化を国に働きかけていく。 <p>【主要地方道矢部阿蘇公園線未供用区間の早期着工について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 矢部阿蘇公園線については、山都町御所地区において平成22年度から道路改良を行い、令和元年度に事業を完了したところ。 ○ 未供用区間の整備については、「自然環境」や「建設コスト」等多くの課題がある一方で、熊本地震の状況も踏まえ、災害発生時の避難路

	<p>の確保という視点が求められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ このため、道路がつながることによる効果について、改めて多方面から調査、検証を進めることとし、地元自治体と連携し、観光産業、体験レジャー、農産物など地域の特性・資源に着目し、これらに関係する団体等にヒアリング及び観光客向けのアンケートを実施中。 ○ 上益城と阿蘇地域の往来が強化されることにより、複数の資源が融合し、様々な効果が見込まれるため、今後、アンケート結果を踏まえ、更なる定量化に向けた算定作業を進める。 ○ 現在、地元自治体と連携し、九州中央自動車道が山都通潤橋インターチェンジ開通の際の新たな要素の融合による効果検証を進めるとともに、ルートを含む事業手法について検討している。 <p>【熊本都市圏南連絡道路の実現について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年6月に策定した「熊本県新広域道路交通計画」において、高規格道路として位置付けた、「熊本都市圏北連絡道路」、「熊本都市圏南連絡道路」、「熊本空港連絡道路」の実現に向けては、現在、国の協力を得ながら熊本市等と連携を図り、取組みを進めている。 ○ 令和5年9月には、熊本都市圏3連絡道路建設促進協議会総会を開催し、本3連絡道路がもたらす効果が県内全域に及ぶことから、熊本都市圏のみならず、県内全ての市町村が協議会へ参画し、オール熊本で建設促進活動に取り組むこととし、11月に国へ要望活動を行った。 ○ また、同年11月30日には、客観的かつ専門的な立場で助言をいただく「熊本都市圏3連絡道路有識者委員会」を開催し、「住民参加型の道路計画検討」に着手した。今後、住民等の意見を把握しながら、ルート帯や主な道路構造など概略計画の決定に向けた調査・検討を進める。
<p>9 熊本都市圏南東部地域の道路網の強化について (上益城郡提出)</p>	<p>〔土木部〕</p> <p>【県道六嘉秋津新町線】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県道六嘉秋津新町線を含む熊本都市圏南東部の渋滞対策については、熊本都市圏総合交通戦略に基づき、熊本市と連携し、調査検討を進めている。 ○ これまでの調査により、熊本都市圏南部の交通渋滞には都市圏南部と熊本市東部を接続する道路を整備することで、渋滞緩和やアクセス向上の効果が高いことを確認したところ。 ○ 現在、熊本市城南町から、六嘉秋津新町線を経由して熊本高森線に接続する新たなルートについて熊本市と協議を重ねている。 ○ 引き続き、熊本市と連携するとともに、沿線自治体の意向を確認しながら、渋滞解消に有効な道路ネットワークを具体化して参る。
<p>10 益城町の平成28年熊本地震からの復旧復興について (都市計画道路益城中央線（主要</p>	<p>〔土木部〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「益城町の復興なくして熊本地震からの復興はない」との考えから、創造的復興のシンボルとなるまちづくりを支援する事業として、都市計画道路益城中央線（主要地方道熊本高森線）の4車線化事業と益城中央被災市街地復興土地区画整理事業にはスピード感を持って取り組んでおり、国に対しても復興まちづくりに必要な事業への予算確保

地方道熊本高森線)の早期整備)
(益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の推進)
(上益城郡提出)

や地方負担の軽減など支援の継続について要望している。

【益城中央線の早期整備】

- 4車線化事業については、令和5年12月末時点で、約99%の用地を取得(地権者ベース)し、3月28日に熊本市から益城町広崎までの約800m区間において、本事業初となる4車線での供用を開始した。
- また、今年度末までには、更に惣領交差点までの約800m区間を供用開始する予定。
- 引き続き、町と連携しながら用地取得を推進するとともに、一日も早い完成に向けて、着実かつ速やかに工事を進めていく。

【土地区画整理事業の推進】

- 土地区画整理事業については、地元のご協力もあり、令和5年12月末時点で全体(467画地)の約8割(389画地)で仮換地指定を行い、約6割(268画地)で造成工事に着手、約4割(171画地)で工事を終え、宅地を権利者へ引き渡した。
- 引き続き、町と連携しながら仮換地指定を推進するとともに、一日も早い完成に向けて、着実かつ速やかに工事を進めていく。

【まとめ】

- 益城町の目指す創造的復興を一日も早く実現するためには、住民との合意形成やまちづくりの推進について、町及び町議会が事業主体である県と一体となり主体性を持ち、しっかりと取り組んでいただくことが不可欠なので、引き続き、最大限の協力をお願いする

<p>11 矢形川改修事業の促進について (上益城郡提出)</p>	<p>〔土木部〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 近年、矢形川沿いの嘉島町や御船町では、気候変動の影響による降水量の増加や商業施設の建設や宅地化の進行などに伴い、水害リスクの増加への対応が必要と認識している。 ○ 御船町等においては、洪水時の河川水位上昇に伴う内水氾濫により、農地の冠水が常態化しているため、継続して河川水位を下げる掘削や支障木伐採を実施するとともに、堤防天端の舗装による堤防補強等の対策に取り組んでいく。 ○ また、内水被害の軽減に向けて御船町が設立した御船町内水対策検討プロジェクトチームに、引き続き、県もメンバーとして参加し協働して進めていく。 ○ 併せて、農地防災ダムである天君ダムの活用などを含め、流域治水の考え方で、令和6年度早期の緑川水系河川整備計画策定を目指すなど、今後も、矢形川の治水安全向上に向けて関係者と連携し取り組んでいく。
<p>12 宇城氷川スマートインターチェンジアクセス道路の県道昇格について (八代郡提出)</p>	<p>〔土木部〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村道の県道認定（昇格）については、国県道網の見直しに併せて実施しており、個別路線を単独では取り扱っていない。 ○ 具体的には、平成4年度から国において行われた国県道網の見直しにより、県道についても平成7年から平成9年度に県道認定を行ったところ。 ○ 新たな県道認定を含む県道ネットワークの見直しについては、今後の国の動向を注視し、国が道路網の見直しを行う際に、県道認定の要件を勘案しながらネットワークとしての必要性を検討することとなる。
<p>13 令和2年7月豪雨からの早期の復旧・復興への支援について (葦北郡提出)</p>	<p>〔農林水産部〕〔土木部〕</p> <p>【被災農地等の早急な復旧及び事業継続体制の確保と支援について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災した農業施設・機械等の原形復旧については、補助事業を活用し、速やかな営農再開を図っている。 ○ 被災した農地、農業用施設については、県は、町に対し、計画変更の事務手続の指導、残土処分地の確保や残土の有効利用における助言を行っていく。加えて、大規模に被災した農道などの復旧については、県営災害復旧事業として、進めているところ。 ○ また、国に対しては、着実に災害復旧事業を進めるため、進捗に併せた柔軟で十分な予算の確保を要望していく。 <p>【山地災害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 葦北郡管内の山地荒廃の復旧については、国の直轄代行（特定民有林直轄治山施設災害復旧等事業）により、災害関連緊急治山事業27箇所（芦北町25箇所、津奈木町2箇所）、治山施設災害復旧事業8箇所（芦北町8箇所）を実施し、令和5年9月末までに全箇所の復旧工事が完了した。 ○ また、令和3年度から令和7年度の5ヶ年間で治山激甚災害対策特

別緊急事業 24 箇所（芦北町 20 箇所、津奈木町 4 箇所）を県対応で復旧を図ることとし、令和 5 年 12 月時点で 6 箇所に着手し、5 箇所が完了している。

- 森林の多面的機能発揮のため、間伐の推進や丸太を活用した土砂流出防止施設を設置するなど、災害に強い森林づくりに取り組むこととしている。

【不知火海の再生のための水産業等への支援について】

- 海岸等における流木等の清掃では、漁民の森づくり事業や水産多面的機能発揮対策事業を活用した漁業者の取組みを支援している。
- 市町及び漁協が行う稚魚の共同放流を支援しており、令和 5 年度は八代海において、マダイ 40 万 8 千尾、ヒラメ 32 万 3 千尾、ガザミ 47 万尾等、カサゴ 4 万 5 千尾の稚魚放流が実施された。さらに、エビ類の共同放流を支援し、アジアカエビ 187 万尾、クルマエビ 213 万尾の放流を実施、八代海におけるエビ類の共同放流体制を構築している。令和 6 年度についても、同様に取り組むこととしている

【球磨川沿川における道路整備と橋梁の複数化による強靱化の取組】

- 球磨川沿川の国県道および市町村道の災害復旧事業については、国の代行事業により施行されているところ。
- その取組みの中で、単に元の形に戻すだけでなく、被害にあわれた住民の方の生活再建と市町村の復旧復興計画を後押しするような、道路の復旧・復興が重要であることは認識している。
- 今後も、これまで同様、その認識のもと、国、県、市町村で連携し、道路の強靱化実現とその早期完成に向けて取り組んでいく。

<p>14 交通・産業基盤及び農業生産基盤の整備について (葦北郡提出)</p>	<p>〔農林水産部〕〔土木部〕</p> <p>【中山間地域総合整備事業など農業生産基盤整備について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な農業を実現するためには、農業生産基盤の整備が必要不可欠なものと認識している。 ○ 現在、事業実施中の芦水地区(水俣市・芦北町・津奈木町)、国見地区(芦北町)、水俣地区(水俣市)については、本年度の必要な予算を確保できており、今後とも、事業効果の早期発現に向けて、必要な予算の確保と事業の着実な進捗に努める。 ○ また、令和2年7月豪雨で被災を受けた吉尾地区や白木地区、大尼田地区では区画拡大や担い手への農地集積等ほ場整備による創造的復興に向けて町と連携し取り組んでいるところ。 <p>【南九州西回り自動車道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 南九州西回り自動車道の「水俣IC～県境」間については、引き続き、鹿児島県や地元期成会等と連携を図りながら、供用予定年度の公表と早期整備を国に働きかけていく。 <p>【芦北七浦パークコースト整備構想、シーサイドロード整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、水俣・芦北地域振興計画の重点プロジェクトであるシーサイドロード整備については 重点的に取り組み、第6次水俣・芦北地域振興計画で完了することとしており、昨年7月の豪雨の影響があったものの、令和2年度予算(繰越)で完成した。 ○ また、御要望の葦北郡内の県道整備については、今後も引き続き、現在事業中の箇所早期完成に向けて取り組んで参る。
<p>15 球磨川における抜本的な治水対策の促進について (球磨郡提出)</p>	<p>〔企画振興部(球磨川流域復興局)〕〔土木部〕</p> <p>【球磨川水系流域治水プロジェクトについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 流域のあらゆる関係者が協働して、まちづくりと連携した治水対策を推進する「球磨川水系流域治水プロジェクト」を、令和3年3月30日に、国、流域市町村とともにとりまとめた。以降毎年度、球磨川流域治水協議会を開催し、プロジェクトに位置付けた対策の進捗状況を国、県、流域市町村とで確認・共有している。 ○ 令和3年12月17日には、国において、「球磨川水系河川整備基本方針」の変更が行われた。この変更では、気候変動の影響による将来の降雨量の増加リスクを流域治水で受け止めていく考え方への転換とともに、流域の暮らし、歴史・文化などへの配慮が示されるなど、本県が進める“緑の流域治水”の観点が盛り込まれた。 ○ 令和4年8月9日には、国と連携して、“緑の流域治水”の考え方に基づいた「球磨川水系河川整備計画」を策定。計画に位置付けられた新たな流水型ダムの整備や河道掘削、遊水地の整備、宅地かさ上げなどのほか、田んぼダムや避難体制の整備を含め、流域全体で治水対策に取り組んでいる。 ○ 新たな流水型ダムについては、令和4年3月に環境配慮レポート、11月に環境影響評価方法レポートが公表され、令和5年4月には方法レポートに対する知事意見を提出した。また、本年11月28日には、環境影響評価準備レポートが公表され、関係地域である7市町村で説明会が実施されるなど、法と同等の環境アセスメントが着実に

行われている。また、12月22日に閣議決定された令和6年度政府予算案において、「新たな流水型ダム」に係る予算案として、45.1億円が計上されたところ（概算要求時の内容(R5.8)：ダム本体設計、地質調査、環境調査・影響評価、工事中進入路復旧等）。

- 県においては、令和5年12月23日に、「新たな流水型ダムの事業の方向性・進捗を確認する仕組み」第2回会議を開催するとともに、県立大学が中心となり進めている最先端の流域治水に関する研究や産業創生・地域づくりに、県も幹事自治体として参画し、取組みを推進している。さらには、緑の流域治水について、球磨川流域住民をはじめ広く県民に情報を発信するため、動画やパンフレット等を作成して見える化を図り、市町村や教育機関、事業所等に対して説明を行うなど、緑の流域治水の周知啓発・理解促進に取り組んでいる。
- 今後も、「緑の流域治水」の理念の下、国、県、流域市町村がしっかりと連携し、球磨川流域において、本プロジェクトに位置付けた対策を着実に実施していく。

【被災河川の早期復旧について】

- 令和2年7月豪雨等で被災した全685箇所、約240億円（県市町村管理の河川（国直轄による権限代行分は含まない））について、現在、災害復旧事業を進めているところ。
- 工事の進捗については、令和5年11月末時点で、県・市町村合わせて、契約率は約98%、完了率は約83%（箇所数ベース）となっている。
- 県としては、国による代行等の支援をいただくとともに、市町村への積極的な支援を行い、一日でも早く復旧が完了するよう、全力で取り組んでいく。

【砂防施設の整備について】

- 県内の土砂災害危険箇所13,490箇所のうち、要対策箇所は、5,020箇所あり、令和5年11月末時点の整備率は、26.5%。
- 球磨地域振興局管内では、土砂災害危険箇所1,164箇所のうち、要対策箇所は350箇所あり、対策済箇所は119箇所。令和5年11月末時点の整備率は34.0%。
- 未整備箇所については、事業採択基準と合致する箇所のハード整備を計画的に行い、土砂災害の防止に努めていく。
- 令和2年7月豪雨による土砂災害で甚大な被害が発生した球磨地域において、早期復旧と再度災害防止に向け砂防施設の整備を進めており、令和5年3月までに災害関連緊急砂防事業6箇所が完了した。
- また、令和3年度から5ヶ年計画の砂防激甚災害対策特別緊急事業8箇所が採択され、準備が整った箇所から順次工事に着手している。
- 全箇所の早期完了に向け、しっかりと取り組んで参るので、引き続き地元調整等についてご協力をお願いします。
- 万江川については、河川事業や治山事業と連携して緑の流域治水

を推進するため、令和4年度から土砂・洪水氾濫を防止するための事業に着手した。学識経験者等による「検討委員会」から、土砂・洪水氾濫対策に関する技術的な課題などについて提言を頂き、各事業における対策施設配置計画が取りまとまった。現在、屋形地区の砂防堰堤について詳細設計を実施しており、早期の工事着手を目指して参る。

- なお、川辺川流域では、国の直轄砂防事業が行われており、引き続き砂防堰堤等の整備が推進されるよう要望していく。

【五木村の振興について】

- 五木村の振興については、平成21年9月に策定（平成31年4月に改訂）した「ふるさと五木村づくり計画」に基づき、ダムを前提としない村の振興に県と村が一体となって取り組んできた。
- しかし、甚大な被害が発生した令和2年7月豪雨を踏まえ、知事は命と清流を守る「新たな流水型ダム」の整備を国に求めることを表明。
- ダムの方向性が二度にわたり大きく方針転換したことから、国・県・村の三者で“ひかり輝く”新たな五木村振興計画の策定を進め、令和5年5月15日に合意した。また、令和5年6月4日には、知事出席のもと村民説明会を開催し、新たな五木村振興計画の内容説明と村民からの御意見を伺った。
- さらに、村の振興を進めるため、県職員を2名追加で五木村に派遣するとともに、役場内に「熊本県五木村振興相談室」を開設し、村民等から村の振興等に係る相談を受ける体制を整備した。
- この他にも、国・県・村が連携し、村内の頭地地区周辺や宮園地区の活性化に向けた住民参加型の協議会を立ち上げるなど、具体的な取組みが進んでいる。
- 引き続き、国・村とも連携し、新たな振興計画に基づく事業等が着実に進むよう、村の振興に取り組んでいく。

【相良村の振興について】

- 相良村の振興については、令和2年7月豪雨災害後に策定された「相良村復興計画」及び「相良村復興むらづくり計画」などを踏まえた相良村の振興策について、令和4年10月に村から提案をいただいた。
- 令和5年3月に開催した「第2回熊本県相良村振興推会議」において、相良村の振興策に対する県の取組みを取りまとめ、村長・議長へ報告。
- 令和5年5月21日には、村が主催した村民説明会において、知事出席のもと相良村の振興に向けた県の取組みについて説明し、村民からご意見等を伺った。
- また、本年10月には国道445号バイパス整備及び村内の河川整備に向けた取組みを説明。12月には平川地区の河川整備及び国道445号改良（上下坂地区）に関する村民説明会を開催した。
- 県としては、引き続き、相良村の振興が「目に見える形」で進み、村が掲げる「未来につなげるむらづくり」が実現するよう、村と連携して取組みを進めていく。

<p>16 豪雨災害等から国土を守る治山事業及び森林整備の強化について (球磨郡提出)</p>	<p>〔農林水産部〕</p> <p>【豪雨災害等から国土を守る治山事業について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度の治山事業(国庫)については、令和4年度の98%にあたる67.1億円を確保。 令和6年度以降も引き続き治山事業の実施に必要な予算を国へ要望。 ○ 令和2年7月豪雨からの復旧・復興に向け、治山激特事業や球磨南部及び五木村における「流域保全総合治山事業」等の事業を実施するための45.6億円(球磨郡20.1億円)の予算を確保。 ○ 激甚災害が頻発する中、県民の生命・財産を守るため、事前防災対策として山地災害危険地区の調査・点検の強化や防災教育の実施などソフト対策を充実・強化。 <p>【森林整備の強化について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度の森林整備事業(造林・間伐)に係る国庫補助金等については、令和4年度の133%にあたる26.6億円を確保。令和6年度以降も引き続き適切な森林整備に必要な予算を国へ要望。 ○ 伐採後の再造林による確実な森林再生を図るため、「森林環境譲与税」や「水とみどりの森づくり税」を活用し、令和4年度に再造林や下刈りの事業量拡大を図る林業事業者への支援事業を創設。更に令和5年度は、林業未経験者を雇用し、再造林や下刈りに取り組む事業者の支援を追加。 ○ 特に、皆伐が進む球磨地域においては、令和5年度に造林未済地の解消に取り組む専門員を2名配置し、市町村独自の林業関係補助事業等の情報や造林事業者の事業実態等の聞き取り、造林未済地の現況調査、関係者間での情報共有を実施。 ○ また、山の崩れやすい区域の見つけ方やそれに対応する林地保全のための施業の方法をわかりやすくまとめた「ガイドライン」を令和4年度に策定。令和5年度は、引き続き「ガイドライン」の普及定着、山地災害リスク情報の整備、林地保全に配慮した林業活動への支援を実施。
<p>17 球磨地域幹線道路網の整備促進について (球磨郡提出)</p>	<p>〔土木部〕</p> <p>【国道219号道路整備事業の促進について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国道219号は、令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けたため、八代市渡町から人吉市相良町までの約51.1km区間において国の権限代行により災害復旧を行うこととなった。 ○ 権限代行区間では、「日本一災害に強い、国道219号の強靱化」を目指すため、引き続き、国と一体となって全力で取り組んで参る。 ○ 交差点改良については、交通混雑が著しい錦町西交差点の整備(交差道路の集約)を令和4年度末に完了した。 ○ 国道219号で実施している球磨村渡工区・あさぎり町免田工区の交差点改良及び湯前町上里工区の歩道整備については、通学路緊急合同点検の結果、要対策箇所位置付けられた箇所であることから、早期完了に向け今後とも事業を推進していく。 ○ 構造物等の老朽化対策については、これまで、橋梁やトンネル等の

各道路施設の維持管理計画を策定し、計画的かつ効率的に維持管理を行っている。

【国道 388 号道路整備事業の促進（湯山峠工区）について】

- 水上村湯山から宮崎県境までの約 2.4km 区間のうち、湯山からスカイビレッジまでの約 1.2km については、地形が急峻で幅員も狭く、2車線での改良には多大な費用と時間を要することが想定されるため、線形の悪い箇所の改善や待避所の設置などを組み合わせる 1.5 車線の整備手法であり、残る宮崎県境までの約 1.2km は 2 車線での整備で、平成 28 年度より事業に着手した。
- 令和 4 年度末までに、1.5 車線区間約 0.5km 及び 2 車線区間約 0.8 km を供用している。
- 今年度も引き続き改良工事を推進し、年度内の全線開通に向けて取り組んでいく。

【国道 445 号未改良区間並びに歩道の整備について】

[美里町早楠地区]

- 要望区間は、地形が急峻であり、2車線での改良には多大な費用と時間を要することが想定されるため、地域の実情に合った効果的・効率的な対策が必要であると認識している。
- そのため、線形の悪い箇所の改善や待避所の設置などを組み合わせた 1.5 車線の整備手法により約 3.8km 区間の整備に着手しており、引き続き、事業効果の最大化及び早期発現に向けた取り組みを推進していく。

[八代市泉町五家荘地区]

- 全体延長 7.5km のうち、平成 28 年度までに整備を完了し、4.3km を供用開始済みである。
- 残る 3.2km については、地形が急峻であり、2車線での改良には多大な費用と時間を要することが想定されるため、地域の実情に合った効果的・効率的な対策が必要であると認識している。
- そのため、平成 28 年度から線形の悪い箇所の改善や待避所の設置などを組み合わせた 1.5 車線の整備手法により事業化し、令和元年度より改良工事を実施している
- また、五家荘地区に隣接する椎原地区では、バイパスによる L=0.8km の 2 車線整備により、平成 30 年度から工事を実施している。今年度も引き続き改良工事を推進し、早期完成に向けて取り組んでいく。

[五木村九折瀬地区]

- 九折瀬工区については、全体延長 1.5km のうち令和 2 年度末に終点側（神屋敷トンネル～九折瀬橋）の 0.4km を供用開始した。
- 今後、新神屋敷橋（仮称）上部工工事、下部工工事（A1）、改良工事を推進し、早期完成に向けて取り組んでいく。

[相良村上下坂地区]

- 洪水時に冠水し流木等が堆積する上下坂地区については、令和 4 年度に事業化し、昨年（R5）5 月及び 12 月には地元説明会を開催して

	<p>いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、用地買収に向けた測量を完了し、一部用地買収に着手しており、今後も引き続き、事業を推進して参る。 <p>[相良村内の安全施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ドライバーに速度超過等の注意喚起を促すためのカラー舗装や路面標示の設置を、相良村役場や人吉警察署と協議のうえ、四浦・川辺工区と役場～大橋工区で整備を進めていく。 ○ なお、相良村深水地区は、令和4年度に完了。 <p>[人吉市下城本の歩道整備等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人吉市下城本地区は、歩道整備や側溝整備には多くの建物移転を伴うことから、地元人吉市の意見を伺いながら整備手法を検討している。
<p>18 雇用対策について (球磨郡提出)</p>	<p>[商工労働部]</p> <p><新規雇用も含めた企業の雇用維持に向けた取組の強化について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県では、平成27年度(2015年度)からブライト企業の認定やその普及啓発を通じて県内企業の魅力を発信するとともに、令和4年度から、特に優良な企業を「プラチナブライト企業」として認定する制度を新設し、本県全体の労働環境や処遇の更なる向上を図ることで、若年者等の県内就職促進に取り組んでいる。 ○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、学生の就職活動が変化する中、対面に加えオンライン形式による企業説明会の実施やジョブカフェくまもと及びUIJターン就職支援センターでの相談対応に加えて、令和4年7月末に、球磨地域の人材確保や雇用機会の創出への取組みを更に強化し、球磨地域振興局に「ワンストップ就労相談窓口」を開所したところ。 ○ 併せて、球磨地域の産業振興や雇用確保・拡大に資する取組みを推進し、連携体制を強化するため、国、県、管内10市町村、管内県立高校、関係団体、就職関連の民間企業等をメンバーとした球磨地域産業振興連絡会議を球磨地域振興局に令和4年7月に設置し、支援情報の共有及び意見交換を定期的実施している。 ○ また、本県へのUIJターン就職希望者を対象として、就職試験等に係る交通費の一部を助成している。 ○ さらに、コンシェルジュ派遣事業及び再就職支援プログラムを活用した企業の採用力向上や人材確保支援にも取り組んでいる。 ○ 今後も、学生・企業双方のニーズを的確に捉え、きめ細やかな就職支援に取り組んで参る。 <p><多様化した働き方に対応した雇用の場の確保について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年度から、県南地域などへのIT関連企業等のサテライトオフィスの誘致のため、「熊本県産業支援サービス等立地促進補助金」の拡充及び要件緩和を行った。また、「熊本県サテライトオフィス誘致受入施設整備補助金」を令和5年度まで実施し、県南地域などの市町村の施設整備を支援した。 ○ また、令和2年7月豪雨により被災した球磨川流域市町村には、令和3年度から令和5年度まで「球磨川流域復興枠」を設け、事業所等

	<p>を新設又は増設等する企業に対し、「熊本県企業立地促進補助金」の補助要件等を大胆に緩和し、製造業の誘致にも取り組んだ。</p> <p>○ 今後も球磨郡内の町村との連携を強化し、誘致活動を積極的に進めることで、雇用の場の確保を図りたい。</p>
<p>19 天草地域の道路整備促進について (天草郡提出)</p>	<p>〔土木部〕</p> <p>○ 県施行区間においては、「天草未来大橋」を含む、「本渡道路(L=1.3km)」が令和5年2月25日に開通。令和5年度には本渡道路(Ⅱ期)が新規事業化され、現在、測量調査を推進している。</p> <p>○ また、平成31年度に事業化した「大矢野道路(L=3.4km)」は、令和5年2月に新大矢野トンネル工事に着手し、令和5年10月2日には、安全祈願祭を施工業者主催で開催し、本格的に掘削工事を開始したところ。今後も引き続き、整備推進に取り組んでいく。</p> <p>○ 国施行区間においては、緑川を跨ぐ区間である「熊本宇土道路(L=3.8km)」、宇土市城塚町から宇土市網田間の「宇土道路(L=6.7km)」、宇土市上網田から宇城市三角町間の「宇土三角道路(L=13.5km)」など整備が進められており、引き続き、事業中区間の整備促進と早期供用を国に求めていく。</p>

- 熊本県内町村議会正副議長による県関係国会議員の先生方への面談要望
(令和5年5月24日、東京・ホテルグランドアーク半蔵門)

【要望先】

西野 太亮 衆議院議員

坂本 哲志 衆議院議員

金子 恭之 衆議院議員

吉田 宣弘 衆議院議員

松村 祥史 参議院議員※

藤木 眞也 参議院議員※

(代理の方のご出席)

木原 稔 衆議院議員

松村 祥史 参議院議員※

馬場 成志 参議院議員

藤木 眞也 参議院議員※

本田 顕子 参議院議員

※ 松村参議院議員及び藤木参議院議員には、本会議出席のため、冒頭にご挨拶のみいただき、要望では代理の方にご出席いただいた。

② 第 67 回町村議会議長全国大会における決議・要望事項

令和 5 年 11 月 29 日に開催された「第 67 回町村議会議長全国大会」における決議・要望事項を下記のとおり要望した。

要望活動

- 熊本県内町村議会議長による県関係国会議員の先生方への要望・意見交換会における面談要望（令和 5 年 11 月 28 日、東京・全国町村会館）

【要望先】

坂本 哲志 衆議院議員
金子 恭之 衆議院議員
吉田 宣弘 衆議院議員

松村 祥史 参議院議員
馬場 成志 参議院議員
藤木 眞也 参議院議員
本田 顕子 参議院議員
宮崎 雅夫 参議院議員

（代理の方のご出席）

木原 稔 衆議院議員

③ 道路等の社会基盤の整備促進に関する要望

本会会長が会員となっている「九州中央自動車道建設促進協議会」及び「南九州西回り自動車道建設促進協議会」は、それぞれの路線の整備促進を図るため、関係者に要望を行った。

本会会長が参加・出席した会議等は次のとおり。(代理出席を含む。)

【九州中央自動車道建設促進協議会】

年月日	会議名	場所
5.7.14	勉強会	宮崎県延岡市
5.8.24	建設促進地方大会	宮崎県延岡市
5.10.19	中央提言	自由民主党 国土交通省

【南九州西回り自動車道建設促進協議会】

年月日	会議名	場所
5.5.15	総会	鹿児島市
5.10.24	九州地方整備局への要望活動	福岡市
5.11.8	建設促進大会	ホテルルポール麴町

4 表彰事業

表彰目的	自治功労者表彰を行い、町村議会議員等が議会活動を通じ、地方自治の進展のために大きな役割を果たしていることを高く評価し、本会としてその公労に報いるため。
表彰日	令和5年2月22日
表彰方法	第73回定期総会において表彰した。
表彰内容	<p><u>町村議会正副議長として7年以上在職者（5名）</u></p> <p>阿蘇郡産山村 議長 西澤 正 殿 上益城郡益城町 議員 荒牧 昭博 殿 上益城郡益城町 議長 稲田 忠則 殿 葦北郡津奈木町 議長 川野 雄一 殿 球磨郡多良木町 副議長 中村 正徳 殿</p> <p><u>町村議会議員として23年以上在職者（7名）</u></p> <p>玉名郡玉東町 議員 吉住 貞夫 殿 玉名郡玉東町 議員 清田 高広 殿 阿蘇郡高森町 議長 佐伯 金也 殿 上益城郡益城町 議長 稲田 忠則 殿 上益城郡益城町 議員 渡邊 誠男 殿 葦北郡芦北町 議員 宮尾 秀行 殿 葦北郡芦北町 議員 元山 秀志 殿</p> <p><u>町村議会議員として15年以上在職者（16名）</u></p> <p>菊池郡菊陽町 議員 甲斐 榮治 殿 菊池郡菊陽町 議員 佐藤 竜巳 殿 菊池郡菊陽町 議員 渡邊 裕之 殿 阿蘇郡産山村 議員 渡辺 裕文 殿 阿蘇郡高森町 議員 田上 更生 殿 阿蘇郡高森町 議員 本田 生一 殿 阿蘇郡高森町 議員 立山 広滋 殿 上益城郡御船町 議長 池田 浩二 殿 上益城郡益城町 議員 坂本 貢 殿 葦北郡芦北町 議員 寺本 順一 殿</p>

	球磨郡錦町 副議長 荒川 孝一 殿
	球磨郡錦町 議員 守永 慶次郎 殿
	球磨郡水上村 議員 富山 憲治 殿
	球磨郡水上村 議員 小野 頼年 殿
	球磨郡水上村 議員 米本 宗徳 殿
	球磨郡五木村 副議長 中村 俊也 殿

5 研修事業

令和5年1月1日から令和5年12月31日までに、本会が主催した研修会は次のとおりである。

開催日	研修会名・概要等
令和5年 3月24日	町村議会新議員研修会（自治会館） 演題 「議会の制度と運営について」 解説 熊本県町村議会議長会 事務局長 古家 陽介
4月5日	町村議会事務局長研修会（自治会館） (1) 議会運営に関する事例研究 (2) 地方自治法の一部改正 (3) 第33次地方制度調査会答申 (4) 議会に関する判例紹介 解説 熊本県町村議会議長会 事務局長 古家 陽介
4月21日	事務説明会（自治会館） (1) 地方自治法の改正等に向けた動き 全国町村議会議長会 議事調査部長 飯田 厚 氏 (2) 全国町村議会議員互助制度、団体補償制度、 団体医療保険制度の概要 全国町村議会議員互助会 事務局長 平岡 順人 氏 損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第三課 川本 咲希 氏 (3) 令和5年度事業計画 (4) 全国議長会及び本会の情報提供事業 事務局長 古家 陽介 (5) 町村議会実態調査等 (6) 町村監査委員に関する実態調査等 (7) 議員章・書籍等の斡旋 書記 丸山 彰子
6月2日	町村議会議長研修会（ホテル熊本テルサ） 演題 「統一地方選挙の結果を踏まえた今後の議会のあり方」 講師 新潟県立大学国際地域学部 准教授 田口 一博 氏
7月26日	町村議会常任委員長・議会運営委員長研修会（オンライン） 演題 「これからの地域社会と獣害対策」 講師 兵庫県立大学教授 山端 直人 氏

8月22日	町村議会正副議長研修会（自治会館） 演題 「日本のものづくりの品質と価値～半導体産業の行方～」 講師 第一生命経済研究所 首席エコノミスト 永濱 利廣 氏
8月25日	町村議会新議員研修会（自治会館） 演題 「議会の制度と運営について」 解説 熊本県町村議会議長会 事務局長 古家 陽介
10月4日	第1回熊本県町村議会議員研修会（オンライン） 演題 「天地動乱の時代！防災のあり方は？」～これからの地震・水害にどう備えるか～ 講師 防災・危機管理ジャーナリスト 渡辺 実 氏
10月20日	町村議会事務局職員研修会（ホテル熊本テルサ） 演題 「会議録調製の基本について～実務の流れとポイント～」 講師 紀の国速記研究所代表・公益社団法人日本速記協会理事 保田 良春 氏
11月9日～ 10日	町村議会広報研修会（自治会館） 演題 「少しは化けましたか!!～創意、熱意の取り組みに学ぶ～」 講師 議会広報ファシリテーター・熊本大学客員教授 越地 真一郎 氏

6 ホームページによる情報提供

○ ホームページアドレス <https://www.gichokai-kumamoto.gr.jp/>

目的	県内町村議会関係者に必要な情報を迅速に提供するとともに、本会の活動を広くアピールする。
内容	<p>【組織】 本会の組織や事業の紹介、会則を掲載。</p> <p>【名簿】 本会の役員や各町村議会議長の氏名等を掲載。議長の氏名をクリックすると顔写真や当選回数、抱負等のプロフィールが閲覧できる。</p> <p>【事業計画】 今年度の本会、全国議長会の研修会、総会などの予定を掲載。</p> <p>【活動報告】 本会の研修会、総会、要望等の活動を写真入りで掲載。</p> <p>【実態調査】 例年行っている「町村議会実態調査」と「報酬・費用弁償に関する調査」の集計表を、過去の分からPDF形式で閲覧・ダウンロードできる。</p> <p>【町村議会トピックス】 関係法令・会議規則等の改正、国の審議会等の審議状況・答申内容など、町村議会に関係する様々な情報を随時掲載。</p> <p>【会員専用ページ】 研修会等の写真や資料の提供など、県内町村議会関係者のみが閲覧・利用できる。</p>

令和4年度歳入歳出決算

認定第1号

令和4年度歳入歳出決算

令和4年度歳入歳出決算については、令和5年7月21日に監事の監査に付し、歳入歳出とも適正なものとして認定されたので、本会会則第12条の規定に基づき、ここに報告し認定を求めらる。

令和6年2月22日提出

熊本県町村議会議長会

会長 上 田 孝

令和4年度

熊本県町村議会議長会歳入歳出決算書

歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	収入済額	収入未済額	予算現額と収入済額比較
1 負担金		17,608,000	17,608,000	0	0
2 繰入金	1 負担金	0	17,608,000	0	0
	1 繰入金	0	0	0	0
3 繰越金	1 繰越金	3,900,000	3,966,542	0	66,542
	1 繰越金	3,900,000	3,966,542	0	66,542
		8,401,000	8,476,629	0	75,629
	1 町村会助成金	1,700,000	1,700,000	0	0
	2 市町村振興協会補助金	5,000,000	5,000,000	0	0
4 諸収入	3 全国町村議員会館助成金	300,000	300,000	0	0
	4 議員互助・ 団体補償制度事務費	1,300,000	1,326,196	0	26,196
	5 預金利子	1,000	70	0	△ 930
	6 雑収入	100,000	150,363	0	50,363
歳入	入 合 計	29,909,000	30,051,171	0	142,171

歳出

款	項	予算現額	支出済額	予算現額と支出済額比較
1 会議費		851,000	767,916	83,084
	1 会議費	851,000	767,916	83,084
2 総務費		21,031,000	20,544,315	486,685
	1 総務管理費	20,991,000	20,541,755	449,245
	2 監査費	40,000	2,560	37,440
3 事業費		4,948,000	4,655,747	292,253
	1 事業費	4,948,000	4,655,747	292,253
4 諸支だし金		2,779,000	2,541,750	237,250
	1 諸支だし金	2,779,000	2,541,750	237,250
5 予備費		300,000	0	300,000
	1 予備費	300,000	0	300,000
歳出	合計	29,909,000	28,509,728	1,399,272

歳入合計	30,051,171	円
歳出合計	28,509,728	円
歳入歳出差引残高	1,541,443	円

決算剰余金の処分
次年度繰越金へ
1,541,443 円

歳入歳出決算事項別明細書

歳入

款	項	目	予算			現額		収入済額	増減額	説明
			当初予算額	補正予算額	計	区分	節			
							金額			
1 負担金	1 負担金	1 町村負担金	18,808,000	△ 1,200,000	17,608,000		—	17,608,000	0	
			18,808,000	△ 1,200,000	17,608,000		—	17,608,000	0	
					17,608,000	町村負担金	17,608,000	0	0	0
2 繰入金	1 繰入金	1 繰入金	0	0	0		—	0	0	
			0	0	0		—	0	0	
			0	0	0		—	0	0	0
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金				繰入金	0	0	0	
			1,000,000	2,900,000	3,900,000		—	3,966,542	66,542	
			1,000,000	2,900,000	3,900,000		—	3,966,542	66,542	
4 諸収入	1 町村会助成金	1 町村会助成金				繰越金	3,900,000	3,966,542	66,542	前年度繰越金
			10,101,000	△ 1,700,000	8,401,000		—	8,476,629	75,629	
			3,400,000	△ 1,700,000	1,700,000		—	1,700,000	0	
			3,400,000	△ 1,700,000	1,700,000		—	1,700,000	0	熊本県町村会からの助成金
						町村会助成金	1,700,000	1,700,000	0	

款	項	目	予算			現額		収入済額	増減額	説明
			当初予算額	補正予算額	計	区分	金額			
4. 諸収入	2 市町村振興協会補助金	1 市町村振興協会補助金	5,000,000	0	5,000,000		—	5,000,000	0	
			5,000,000	0	5,000,000	市町村振興協会補助金	5,000,000	0	公益財団法人熊本県市町村振興協会からの補助金	
	3 全国町村議員会館助成金	1 全国町村議員会館助成金	300,000	0	300,000		—	300,000	0	
			300,000	0	300,000		—	300,000	0	
			1,300,000	0	1,300,000	全国町村議員会館助成金	300,000	0	一般財団法人全国町村議員会館からの町村議会振興助成金	
	4 議員互助・団体補償制度事務費	1 議員互助・団体補償制度事務費	1,300,000	0	1,300,000		—	1,326,196	26,196	
			1,300,000	0	1,300,000		—	1,326,196	26,196	
			1,000	0	1,000	議員互助・団体補償制度事務費	1,300,000	0	1,326,196	26,196
	5 預金利子	1 預金利子	1,000	0	1,000		—	70	△ 930	
			1,000	0	1,000		—	70	△ 930	
						預金利子	1,000	70	△ 930	
	6 雑入	1 雑入	100,000	0	100,000		—	150,363	50,363	
100,000			0	100,000		—	150,363	50,363		
					雑入	100,000	0	150,363	50,363	議員章、議員手帳等の物資斡旋手数料等
歳入合計			29,909,000	0	29,909,000		30,051,171	142,171		

歳出

款	項	目	予			算			現		額		支出済額	不用額	説明
			当初予算額	補正予算額	予備費支出 及び流用増減	計	区分	節	金額	計	金額				
												円			
			851,000	0	0	851,000						767,916	83,084		
			851,000	0	0	851,000						767,916	83,084		
			610,000	0	0	610,000						552,986	57,014	定期総会1回開催	
		1 総会費										432,386	56,614	資料印刷製本費・ 諸経費	
												120,600	400	会場使用料	
1 会議費	1 会議費		241,000	0	0	241,000						214,930	26,070	理事会5回・ 正副会長会1回・ 郡事務局会長会5回 (うち理事・郡事務局 局長合同 会議1回)	
		2 理事会費及び 郡事務局会長会費										42,650	7,350		
												161,500	18,500	食糧費	
												10,780	220	タクシー使用料等	

款	項	目	算				現			額		説明
			当初予算額	補正予算額	予備費支出 及心流用増減	計	区分	金額	支出済額	不用額		
											円	
			21,031,000	0	0	21,031,000			—	20,544,315	486,685	
			20,991,000	0	0	20,991,000			—	20,541,755	449,245	
			16,886,000	0	0	16,886,000			—	16,535,875	350,125	
		1 総務管理費							給料	7,203,000	12,600	職員給料
									職員手当	4,017,000	281,248	期末手当・ 扶養手当等諸手当
									共済費	4,075,000	55,577	社会保険・ 団体共済等負担金
									賃金	1,591,000	700	臨時職員給料
			4,105,000	0	0	4,105,000			—	4,005,880	99,120	
		1 総務管理費							旅費	263,000	85,812	役員会議等出席旅費
									交際費	74,000	11,000	各種団体等との会長交際費・ 元理事葬儀香典代
									需用費	737,000	504	消耗品費・備品購入費・ 電気料等
									役務費	670,000	1,665	通信運搬費等
									使用料及び賃借料	2,361,000	139	事務室使用料(10.5月分)1,165,185 円・コピー機等リース料・タクシー使 用料等
			40,000	0	0	40,000			—	2,560	37,440	
		1 監査費	40,000	0	0	40,000			—	2,560	37,440	2 回開催
		2 監査費							旅費	40,000	37,440	

款	項	目	予			算			現			額		説明
			当初予算額	補正予算額	予備費支出 及び流用増減	計	区分	節	金額	支出済額	不用額			
												円	円	
			4,948,000	0	0	4,948,000			4,655,747	292,253				
			4,948,000	0	0	4,948,000			4,655,747	292,253				
		1 調査研究費	248,000	0	17,000	265,000			264,386	614				
									264,386	614				書籍購入代・購読料
			2,100,000	0	△ 127,000	1,973,000			1,778,143	194,857				
		2 政務活動費							1,060,383	193,617				全国議長会・九州プロツク関係会議等出席旅費
									409,140	860				県関係国会議員要望に係る印刷製本費・食糧費等
									308,620	380				県関係国会議員要望に係る会場使用料・都道府県会長等タクシー使用料
			100,000	0	122,000	222,000			220,673	1,327				
		3 表彰費							186,023	977				表彰状額縁代
									34,650	350				表彰状作成費
			2,500,000	0	△ 12,000	2,488,000			2,392,545	95,455				
									986,125	83,875				講師謝礼
		4 研修会費							400,651	11,349				講師交通費、宿泊料
									458,863	137				看板代等
									546,906	94				会場使用料等

款	項	目	算				現			額		説明
			当初予算額	補正予算額	予備費支出 及心流用増減	計	区分	節	金額	支出済額	不用額	
4 諸支出金	1 諸支出金	1 諸支出金	2,779,000	0	0	2,779,000			—	2,541,750	237,250	
			2,779,000	0	0	2,779,000			—	2,541,750	237,250	全国町村議会議長会会費 2,086,000円・ 自治会館共益費(10.5月分) 227,850円・ 九州各県協議会負担金等
							負担金、補助及び交付金	2,779,000	2,541,750	237,250		
5 予備費	1 予備費	1 予備費	300,000	0	0	300,000			—	0	300,000	
			300,000	0	0	300,000			—	0	300,000	
			300,000	0	0	300,000			—	0	300,000	
歳	出	合計					予備費	300,000	0	300,000		
			29,909,000	0	0	29,909,000			29,909,000	28,509,728	1,399,272	

財産に関する調書

令和5年3月31日現在

職員退職手当特別積立金

区分	前年度末現在高	決算年度中増減	決算年度末現在高
定期預金 (肥後銀行本店)	22,743,896	416 (預金利子)	22,744,312

財政調整積立金

区分	前年度末現在高	決算年度中増減	決算年度末現在高
定期預金 (肥後銀行本店)	10,226,706	174 (預金利子)	10,226,880
定期預金 (熊本銀行本店)	3,247,527	55 (預金利子)	3,247,582


意見書

令和4年度熊本県町村議会議長会歳入歳出決算書並びに関係諸帳簿証拠書類を
詳細に監査した結果、正確なることを認める。

令和5年7月21日

熊本県町村議会議長会

監事 阿蘇郡南小国町議会議長  井上 則 正

監事 葦北郡芦北町議会議長  宮内 道 一

令和6年度事業計画
歳入歳出予算

議案第1号

令和6年度事業計画及び歳入歳出予算

令和6年度事業計画及び歳入歳出予算については、令和5年12月22日開催の理事会において、別紙のとおり承認されたので、本会会則第12条の規定に基づき、議決を求めらる。

令和6年2月22日提出

熊本県町村議会議長会

会長 上 田 孝

令和6年度 熊本県町村議会議長会 事業計画

第1 基本方針

本会は、町村議会の連絡協調のもとに地方自治の振興発展を図るため、全国町村議会議長会、各郡町村議会議長会、各町村議会及び関係諸団体と緊密に連携しながら、有効適切な各種事業を積極的に展開する。

その中で、町村の振興発展に不可欠である様々な行政課題の解決に向けては、引き続き国や県等に対して、地域の実情に応じた的確な要望を行う。

また、町村議会がその機能を十分に発揮するための調査・研究を行うとともに、町村の議会・議員・事務局の活動を支援するための事業を行う。

なお、会務運営にあたっては、厳しい財政事情に鑑み、徹底した事務事業の効率化に努めるものとする。

第2 事業計画

1 諸会議の開催

本会の円滑かつ健全な運営のため、次のとおり会議を開催する。なお、緊急の案件に対応するため臨時に開催する場合がある。

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| (1) 定期総会 | 1回 (令和7年2月) |
| (2) 理事会 | 5回 (令和6年5月、8月、10月、12月、
令和7年2月) |
| (3) 正副会長会 | 1回 (令和6年4月) |
| (4) 監事会 | 2回 (令和6年7月、10月) |
| (5) 郡事務局長会 | 5回 (令和6年4月、8月、10月、12月、
令和7年1月) |

2 調査研究事業

(1) 町村議会実態調査

町村議会制度及び運営の改善に資するため、町村議会の組織運営の状況及び議員の活動状況等の実態を調査する。

(2) 議会運営や制度等に関する照会対応

議会運営や制度等に関する調査研究を行い、町村議会からの各種照会に対応する。

3 政務活動

(1) 関係会議への出席

本会がその構成の一部である全国町村議会議長会や、西日本・九州ブロック協議会において、町村の共通課題の解決に向け、政府・国会に対し要望を行うにあたって協議・意見交換を行うため、大会や関係会議に出席する。

- ① 全国町村議会議長会主催会議
- ② 西日本地区各県町村議会議長会協議会主催会議
- ③ 九州各県町村議会議長会協議会主催会議

(2) 町村の要望内容の実現に向けた国・県等への要望活動

町村の振興発展に不可欠な要望内容の実現に向けた国または県等に対する要望活動及び同関係者等との協議・意見交換を行う。

- ① 定期総会決議事項に関する要望
- ② 議長大会決議事項に関する要望
- ③ 道路等の社会基盤の整備促進に関する要望

4 表彰事業

自治功労者表彰を行い、町村議会議員等が議会活動を通じ、地方自治の進展のために大きな役割を果たしていることを高く評価し、本会としてその公労に報いる。

- (1) 正副議長在職7年以上表彰
- (2) 議員在職30年、23年、15年以上表彰
- (3) 議会事務局長在職8年、職員在職12年以上表彰
- (4) 系統町村議会議長会事務局長在職15年、職員在職20年以上表彰

5 研修事業

町村議会の各役職に応じた研修を開催し、広く研鑽を積んでいただくことによって、町村議会の一層の活性化に資する。

- | | |
|----------------------|-----------|
| (1) 事務説明会 | (令和6年4月) |
| (2) 議長研修会 | (令和6年5月) |
| (3) 正副議長研修会 | (令和6年8月) |
| (4) 常任委員長・議会運営委員長研修会 | (令和6年7月) |
| (5) 議員研修会 | (令和6年10月) |
| | (令和7年1月) |
| (6) 新議員研修会 | (令和7年3月) |
| (7) 議会広報研修会 | (令和6年11月) |
| (8) 議会事務局長研修会 | (令和6年4月) |
| (9) 議会事務局職員研修会 | (令和6年10月) |

6 ホームページによる情報提供

本会の組織紹介や役員・議長の名簿、事業計画、活動報告、実態調査等についてホームページに掲載することにより、県内町村議会関係者に必要な情報を迅速に提供するとともに、本会の活動を広くアピールする。

令和6年度熊本県町村議会議長会予算

令和6年度熊本県町村議会議長会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 29,063 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月22日 提出

熊本県町村議会議長会
会長 上田 孝

(第1表)
 歳入歳出予算
 (歳入)

款	項	金額
1 負担金		18,808
2 繰入金	1 負担金	18,808
3 繰越金	1 繰入金	154
	1 繰越金	2,000
	1 繰越金	2,000
4 諸収入	1 町村会助成金	3,400
	2 市町村振興協会補助金	3,000
	3 全国町村議員会館助成金	300
	4 議団員補償制度事務費・互助員補助費	1,300
	5 預金利子	1
	6 雑入	100
歳入	合計	29,063

(歳出)

款	項	金額
1 会議費		900
	1 会議費	900
2 総務費		19,996
	1 総務管理費	19,956
	2 監査費	40
3 事業費		5,088
	1 事業費	5,088
4 諸支出金		2,779
	1 諸支出金	2,779
5 予備費		300
	1 予備費	300
歳出	合計	29,063

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 負担金	18,808	18,808	0
2 繰入金	154	0	154
3 繰越金	2,000	1,000	1,000
4 諸収入	8,101	9,101	△ 1,000
歳入合計	29,063	28,909	154

(歳出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 会議費	900	851	49
2 総務費	19,996	20,031	△ 35
3 事業費	5,088	4,948	140
4 諸支出金	2,779	2,779	0
5 予備費	300	300	0
歳出合計	29,063	28,909	154

2 歳 入

第1款 負担金 第1項 負担金

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較	節		説明
				区分	金額 千円	
1 町村負担金	18,808	18,808	0	町村負担金	18,808	町村負担金(人口割 7/10、町村均等割 3/10)
計	18,808	18,808	0			

第2款 繰入金 第1項 繰入金

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較	節		説明
				区分	金額 千円	
1 繰入金	154	0	154	繰入金	154	財政調整積立金からの繰入金
計	154	0	154			

第3款 繰越金 第1項 繰越金

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較	節		説明
				区分	金額 千円	
1 繰越金	2,000	1,000	1,000	繰越金	2,000	前年度からの繰越金
計	2,000	1,000	1,000			

第4款 諸収入
第1項 町村会助成金

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 町村会助成金	3,400	3,400	0	町村会助成金	3,400	熊本県町村会からの助成金
計	3,400	3,400	0			

第4款 諸収入
第2項 市町村振興協会補助金

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 市町村振興協会補助金	3,000	4,000	△ 1,000	市町村振興協会補助金	3,000	公益財団法人熊本県市町村振興協会からの補助金
計	3,000	4,000	△ 1,000			

第4款 諸収入
第3項 全国町村議員会館助成金

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 全国町村議員会館助成金	300	300	0	全国町村議員会館助成金	300	一般財団法人全国町村議員会館からの町村議会振興助成金
計	300	300	0			

第4款 諸収入
第4項 議員互助・団体補償制度事務費

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較	節		説明
				区分	金額 千円	
1 議員互助・ 団体補償制度費	1,300	1,300	0	議員互助・ 団体補償制度費	1,300	全国町村議会議員互助会からの 議員互助・団体補償制度事務運 営費
計	1,300	1,300	0			

第4款 諸収入
第5項 預金利子

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較	節		説明
				区分	金額 千円	
1 預金利子	1	1	0	預金利子	1	預金利子見込額
計	1	1	0			

第4款 諸収入
第6項 雑入

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較	節		説明
				区分	金額 千円	
1 雑入	100	100	0	雑入	100	議員章、議員手帳等の物資料等 手数料等
計	100	100	0			

3 歳 出

第1款 会議費 第1項 会議費

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 総 会 費	630	610	20	需 用 費	500	印刷製本費、食糧費等
				使用料及び賃借料	130	会場使用料
2 理 事 会 費 及 び 郡 事 務 会 局 長 会 費	270	241	29	旅 費	60	正副会長会旅費
				需 用 費	180	印刷製本費、食糧費等
				使用料及び賃借料	30	タクシー使用料等
計	900	851	49			

第2款 総務費
第1項 総務管理費

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較	節		説明
				区分	金額 千円	
1 総務管理費	15,735	15,886	△ 151	給料	7,547	職員給料
				職員手当	4,133	扶養手当、期末・勤勉手当等
				共济費	4,055	社会保険、団体共済等負担金
				賃金	0	臨時職員給料
2 一般管理費	4,221	4,105	116	旅費	350	役員旅費
				交際費	200	各種団体等との会長交際費
				需用費	600	消耗品費、電気料等
				役員務費	700	通信運搬費、手数料等
				使用料及び賃借料	2,371	事務室使用料、コピー機等リース料、 タクシー使用料等
				計	19,956	19,991

第2款 総務費
第2項 監査費

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較	節		説明
				区分	金額 千円	
1 監査費	40	40	0	旅費	40	監事会旅費
計	40	40	0			

第3款 事業費
第1項 事業費

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 調査研究費	248	248	0	需用費	248	書籍購入代・購読料等
2 政務活動費	2,340	2,200	140	旅費	1,600	国・県等要望、全国町村協議会議長会、西 日本・九州ブロック協議会関係会議等出 席旅費
				需用費	400	印刷製本費、食糧費等
3 表彰費	100	100	0	使用料及び賃借料	340	会場使用料等
				需用費	70	表彰状額縁代
4 研修会費	2,400	2,400	0	役員務費	30	表彰状作成費
				報償費	1,400	講師謝礼
計	5,088	4,948	140	旅費	400	講師交通費
				需用費	300	消耗品費等
				使用料及び賃借料	300	会場使用料等

第4款 諸支出金
第1項 諸支出金

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 諸支出金	2,779	2,779	0	負担金、補助及び交付金	2,779	全国町村議会議長会費、自治会館共益費、西日本・九州ブロック協議会負担金等
計	2,779	2,779	0			

第5款 予備費
第1項 予備費

目	本年度予算額 千円	前年度予算額 千円	比較 千円	節		説明
				区分	金額 千円	
1 予備費	300	300	0	予備費	300	
計	300	300	0			

令和6年度町村負担金賦課方法について

令和6年度町村負担金の納入における賦課方法を次のとおり定める。

町村負担金は、総額 18,808 千円を、国勢調査における令和2年10月1日現在の人口及び令和6年4月1日現在の町村数を基礎として、次の比率により各郡町村議会議長会、もしくは、郡町村議会議長会が存在しない郡においては各町村に賦課する。

人口割 7 / 10 町村均等割 3 / 10

令和6年度町村負担金 各郡負担金額一覧

郡名	町村数	人口 (R2年国調)	人口割 ⑦	町村均等割 ③	合計額※	調定額※
下益城郡	1	9,392	373,640	182,013	555,653	556,000
玉名郡	4	38,738	1,541,106	728,052	2,269,158	2,270,000
菊池郡	2	78,524	3,123,904	364,026	3,487,930	3,488,000
阿蘇郡	6	33,773	1,343,584	1,092,077	2,435,662	2,435,000
上益城郡	5	81,995	3,261,991	910,065	4,172,055	4,172,000
八代郡	1	11,094	441,350	182,013	623,363	623,000
葦北郡	2	19,935	793,070	364,026	1,157,096	1,157,000
球磨郡	9	50,372	2,003,939	1,638,116	3,642,055	3,642,000
天草郡	1	7,114	283,015	182,013	465,028	465,000
計	31	330,937	13,165,600	5,642,400	18,808,000	18,808,000

※一円未満を四捨五入しているため、合計額が人口割と町村均等割の合計と異なる場合がある。

また、合計額の千円未満を四捨五入したものが調定額であるが、各町村の調定額を合計して各郡の調定額としているため、四捨五入した額と異なる場合がある。

熊本県町村議会議長会会則

昭和24年	7月16日	創立	平成3年	2月27日	一部改正
昭和26年	6月21日	一部改正	平成7年	2月21日	一部改正
昭和27年	5月10日	一部改正	平成17年	2月21日	一部改正
昭和28年	6月11日	一部改正	平成18年	2月21日	一部改正
昭和28年	12月18日	一部改正	平成22年	3月23日	一部改正
昭和29年	12月15日	一部改正	平成23年	6月14日	一部改正
昭和35年	12月12日	全部を改正	平成25年	2月19日	一部改正
昭和39年	2月18日	一部改正	令和5年	2月22日	一部改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、熊本県町村議会議長会という。

(組 織)

第2条 この会は、熊本県内の町村議会議長をもって組織する。

(事務所の所在地)

第3条 この会の事務所は、熊本市東区健軍2丁目4番10号熊本県市町村自治会館内に置く。

(目 的)

第4条 この会は、町村議会の連絡協調のもとに地方自治の振興、発展をはかることを目的とする。

(事 業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

1. 町村議会の連絡協調を行なうこと。
2. 地方自治の振興に関する調査及び研究を行なうこと。
3. 町村議会制度及び運営の改善に関する調査及び研究を行なうこと。
4. 中央及び地方の自治関係団体との連絡協調をはかること。
5. その他目的達成上必要な事項

第 2 章 役 員

(役員 の 定義)

第 6 条 この会に次の役員を置く。

会	長	1 名
副	会 長	2 名
監	事	2 名
理	事	9 名

(役員 の 選任)

第 7 条 会長、副会長は理事の中から、監事は、町村議会議長の中から総会において選挙する。

2. 理事は、郡町村議会議長会長の職にある町村議会議長をもって充てる。ただし、郡町村議会議長会が存在しない郡においては、次の職をもって充てるものとする。

(1) 郡内の町村数が 1 つである場合は、その町村の議会議長

(2) 郡内の町村数が 2 つ以上である場合は、それらの町村を代表する町村の議会議長

(会長、副会長及び監事の職務)

第 8 条 会長は、この会を代表し、会務を統理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長の定めた順序に従い、その職務を代理する。

3. 会長及び副会長ともに事故あるとき、または欠けたときは理事会において臨時会長代理者を互選するものとする。

4. 監事は事務の執行並びに会計を監査する。

(役員 の 任期)

第 9 条 会長、副会長及び監事の任期は 2 年とする。ただし補欠による役員 の 任期は、前任者の残任期間とする。

2. 前項の任期は、第 7 条第 1 項の規定による会長選挙の日から起算する。ただし、前任者の任期満了の前日に選挙したときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

3. 役員は任期満了しても後任者が就任するまで、なおその職務を行うものとする。

(役員 の 報酬)

第 10 条 役員には報酬を支給しない。ただし必要に応じ実費を弁償することができる。

(顧問)

第11条 この会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

第3章 会 議

(総会の議決事項)

第12条 総会は次の事項を議決する。

1. 会則を改正すること。
2. 歳入歳出予算を定めること。
3. 決算を認定すること。
4. その他会長において必要と認める事項
5. 総会は、その権限に属する事項の一部を、理事会に委任することができる。

(総会の招集)

第13条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

2. 定期総会は毎年2月末日までに会長が招集しなければならない。
3. 臨時総会は、会長において必要があると認めるとき招集する。
4. 会長において必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「オンライン」という。)を活用し、総会を開催することができる。
5. 前項の規定に基づき、オンラインにより出席したものは、この会則の適用において、総会に出席したものとみなす。
6. 会長においてやむを得ない事由により会議を開くことができないと認めるときは、書面による表決をもって総会に代えることができる。

(表決権及び選挙権)

第14条 町村議会議長の委任を受け総会に出席した議員は、総会における表決権及び選挙権を有する。

(会議の定足数)

第15条 総会は、議長(前条において議長の委任を受けた議員を含む。)の半数以上出席しなければ議事を開き議決することができない。

(総会の議長)

第16条 総会の議長は、出席者の中から選ぶ。

(総会の表決)

第17条 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 前項の場合においては、議長は議決に加わる権利を有しない。

3. 会則改正については、前2項の規定にかかわらず、出席者の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

第4章 理 事 会

(理事会の職務)

第18条 理事会の職務はこの会則に特別な定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

1. 総会に付議すべき事項を審議すること。
2. 諸規則の制定及び改廃に関すること。
3. 総会の委任に基づき、総会の権限の一部を行なうこと。
4. 会長の諮問に応じ重要な会務に参画すること。
5. その他会長において必要と認める事項。

(理事の代理)

第19条 郡町村議会議長会長たる理事に事故あるとき、または欠けたときは、当該郡町村議会議長会長の職務を代理するものは理事会に出席してその職務を代理することができる。理事が、第7条第2項ただし書きにある議長の場合についても、同様とする。

(理事会の招集)

第20条 理事会は、会長において必要があると認めるとき招集する。

2. 第8条第3項の規定により臨時会長代理互選のために開く理事会は事務局長が招集する。
3. 会長において必要があると認めるときは、オンラインを活用し、理事会を開催することができる。
4. 前項の規定に基づき、オンラインにより出席したものは、この会則の適用において、理事会に出席したものとみなす。
5. 会長においてやむを得ない事由により会議を開くことができないと認めるときは、書面による表決をもって理事会に代えることができる。

(理事会の定足数)

第21条 理事会は、理事（第19条において理事を代理するものを含む。）の半数以上出席しなければ議事を開き議決することができない。

(理事会の議長)

第22条 理事会の議長には会長をもって充てる。

(理事会の表決)

第23条 理事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 前項の場合においては、議長は議決に加わる権利を有しない。

第 5 章 事 務 局

(事務局)

第 2 4 条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

(職 員)

第 2 5 条 事務局に事務局長、書記及びその他の職員を置く。

2. 事務局長、書記及びその他の職員は会長が任免する。ただし事務局長を任免するときは、理事会の同意を得なければならない。

3. 事務局長は、会長の命を受け、この会の事務を掌理する。

4. 書記及びその他の職員は、事務局長の命を受け庶務に従事する。

第 6 章 会 計

(経 費)

第 2 6 条 この会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって支弁する。

(予算及び会計年度)

第 2 7 条 この会の歳入歳出予算は、会長が提出し理事会の審議を経て年度開始前に、総会の議決を経なければならない。ただし、予算の補正で軽易なものについては理事会の議決をもって総会の議決に替えることができる。この場合は次の総会に報告しなければならない。

2. この会計年度は政府の会計年度による。

(決 算)

第 2 8 条 この会の決算は、会長が監事の審査に付し、その意見を付けて、総会の認定に付さなければならない。

(会則施行の委任)

第 2 9 条 この会則の施行に関し必要な事項は理事会にはかつて会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、昭和 3 6 年 1 月 1 日から施行する。

この会則は、昭和 3 9 年 2 月 1 8 日から施行する。

この会則は、平成 3 年 2 月 2 7 日から施行する。

この会則は、平成 7年 2月21日から施行する。

この会則は、平成17年 2月21日から施行する。

この会則は、平成18年 2月21日から施行する。ただし、第6条中「監事3名」を「監事2名」に改める改正規定は、平成19年6月14日から施行する。

この会則は、平成22年 3月23日から施行する。

この会則は、平成23年 6月14日から施行する。

この会則は、平成25年 2月19日から施行する。

この会則は、令和 5年 2月22日から施行する。

熊本県町村議会議長会表彰規程

昭和37年 1月18日 制定
昭和54年12月 5日一部改正

第1条 本会は、この規程により次の各号の一に該当するものを表彰する。

- 1 町村議会の正副議長として在職7年以上で功労のあった者
- 2 町村議会議員として在職15年以上で功労のあった者
- 3 町村議会議員として在職23年以上で功労のあった者
- 4 町村議会事務局長として在職8年以上、その他の職員として在職12年以上にして功労のあった者
- 5 系統町村議会議長会事務局長として在職15年以上、その他の職員として在職20年以上にして功労のあった者
- 6 特別表彰
実在職歴30年以上で、特に功労のあった者

第2条 表彰は、本会理事会の選考を経て会長がこれを決定し、毎年定期総会においてこれを行う。
但し、必要に応じて臨時に表彰することができる。

第3条 表彰の方法は、表彰状を用い記念品を添える。

第4条 表彰を受けた者は、表彰台帳に記録する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。